

參議院農林水產委員會會議錄第十一號

平成十一年四月十五日(木曜日)

午前十時三分開會

委員の異動

四月十四日  
小川 敏夫君  
木俣 佳丈君

出席者は左のとおり。

理事長

委員

岸国井	佐藤昭郎君	正善君	宏君子
中川長峯	義雄君	基君	○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に 関する法律案(内閣提出)
森下久保	敏夫君	博之君	会を開会いたします。
小川郡司	亘君	彰君	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改正する法律案及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
木庭健太郎君	辰美君	祐君	三案につきましては既に趣旨説明を聽取らせておりますので、これより質疑に入ります。
大沢谷本	阿曾田清君	魏君	質疑のある方は順次御発言を願います。
二二君			○佐藤昭郎君 おはようございます。自由民主党の佐藤昭郎でございます。今回の三法案につきま

- 本日の会議に付した案件
- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出)
- 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出)

事務局側　流通局長　農林水產技術會  
議事務局長　三輪齋太郎君

事務局側　流通局長　農林水產技術會  
議事務局長　三輪齋太郎君

國務大臣 農林水產大臣 中川 昭一君  
政府委員

して質疑を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

とか、なかなか農家の方々にとつても余りなじみのない、あるいは初めて取り組む技術も多いので

右も、この三つの法案、これは十一月八日に農林省と産省、そして自由民主党も決定し、そして公表いたしました農政改革大綱に基づく改革プログラム

こういったものがすべてワンセットでないところの持続性の高い農業生産方式にならないのかといふ点もちょっと心配するわけでございますが、そこ

○政府委員(樋口久俊君) 御提案申し上げており  
ます持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の第二条の中で、「農林水産省令で定める」という部分の具体的な中身についてのお尋ねでござりますので、お答え申し上げます。  
まず、第二条第一号の、「たい肥その他」等々書

ます、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案でございます。

「次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものと  
いう。」ということでございまして、ここに持続  
性の高い農業生産方式の定義が記述されているわ  
けでござります。第二条の第一項の一號から二号  
まで(一)に記述されております。

この「技術」とは具体的にどのような内容をお考  
えになっておられるのか。また、「すべてを用い  
て行われる」ということでございますけれども、  
一號や二號あたりはかなり農家もなじみの深い當  
農技術でございますが、三號の「有害動植物の防  
除に関する技術」あたりになりますと、昆虫、天  
敵を用いた防除とか、アイガモを用いた雑草防止

びは二号のところに同じ同様のおもがきをさして、その場合の農林水産省令で定めるものといたしましては、局所に肥料を施用する、つまり非常に俗っぽい言葉で申し上げますと、ぱつとまくのじゃなくて注射を打つような形でロスがないような形で施用していく、そういう技術がございまして、そういうもの、あるいは肥料の効果をコーティングする等々によりまして調節する肥料が開発されておりまして、そういうものを施用する技術等々を規定する見込みでございます。  
それから、二号につきましてやや詳しいお尋ねがあつたわけでございますが、これにつきましては、やや一般的に知られているものといたしまし

ては、被覆することによる栽培とかマルチ栽培の技術等々でございますし、最近開発されておりますものでは、天敵利用あるいは性フェロモン剤を利用する技術等々について定めることとしておりまして、この法律のねらいとしております非常に持続性が高い農業生産方式ということの、その高いということに着目をして、これらの技術のすべてを組み合わせた農業生産方式を念頭に置いております。

ちょっと誤解がないよう申し上げておきますと、この技術そのものは技術水準が非常に高いというよりはむしろ基礎的な技術でございますが、それを組み合わせることによって非常に持続性が高まるという点に着目をしておりますので、その特に効果の高いという点に着目をして組み合わせて導入してもらうということに焦点を当てているところでございます。

○佐藤昭郎君 「すべてを用いて」ということでござりますので、第一項の一號、二號だけではだめなんですね。そういうことですね。そうしますと、やはり技術も進歩いたしておりますし、農家の取り組みという点から考えますと、も少しハードルが高いかなという感じもしますので、そこは農林水産省令の制定に当たりまして農家の方が取り組みやすいような形での配慮をひとつお願ひしたい、こういうふうに思つております。

続きまして、第二条の「導入指針」でございます。

第一項のところで、「都道府県の区域又は自然区域」といふことに、こうなっておりまして、現在の都道府県の体制そのほかを考えてまいりますと、具体的なイメージがそれぞれ各県が導入指針を定める場合に技術的にもまた時間的にも相当苦労するのではないか、こう想定されるわけでござります。

今のところ国として考えておられる導入指針の具体的な内容なり、あるいはこれを都道府県がど

ののようなスケジュールで策定していかれることを念頭に置いておられるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) この導入指針につきましては、ちょっと補足的になりますけれども、個別の技術そのものはそれほど水準が高くなくて、高くなくてと言うと申しきれないんですが、ハードルがそれほど高いわけではございませんが、皆さん、農業者を初めてそれに取り組むことをちゅうちよしておられるといいますか、知つておられるけれどもなかなか導入しがたい。それを組み合わせてやつていただくことによつて高くなっている、そういう組み合わせた農業生産方式を具体的に作目を対象として明示して定めていただく、その場合に地域の特性に即して導入するという形で定めていただくということが一つポイントであろうかと思います。

それから、施肥の適切な励行ということがポイントにならうかと思いますので、農業改良普及センター等によります土壤診断を活用していくだけで、その促進のために具体的にどうやってそういう土壤を確認していくかというようなことも書いてお願いします。

○佐藤昭郎君 その場合に、技術を区域や地域に合った生産方式として組み立てて農家に普及していく、そこら辺がポイントになるかと思うんですけれども、これは第四条の「導入計画の認定」、そしてそれが具体的に実行されるためにも重要な役割を十全に果たしていくべく、その体制の整備とかいろいろな予算その他で御支援を申し上げようと思つてゐるところでございます。

○佐藤昭郎君 その場合に、技術を区域や地域に合った生産方式として組み立てて農家に普及していく、そこら辺がポイントになるかと思うんですけれども、これは第四条の「導入計画の認定」、それは国の試験場の体制、行政側の体制なり農家の方のいろんな団体、そういうたところがどのようになってくるわけでございますけれども、各都道府県の体制、これは非常に大事だと思います。ある

トップに挙がつてきているわけですけれども、昨今の低金利時代では、かなりこの改良資金等の償還条件なんかも緩和されてきている中で、この法律によりますと、ある点では報告をし、また国、県に対して求められれば実施条件の報告もしなきゃいけない、罰則もある。こういった面でのデメリットといいますかハードルもあるわけでござります。

今のがいいと思います。

書面にいろいろなことを書いていただくということになりますけれども、その書いていただきたいに、どういう生産方式でやるか、あるいはどういう形で作付をしていくか、自分が目標とする収量はどうのくらいかというようなことを書いていただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) この運動というのは農家の方々にとって、生産された農作物を消費者に買っていただける意味であります。それで農業者や消費者、行政が一体となつた取り組みといいますか運動といいますか、こういった点で持続しないわけでございますので、ある意味かなればこの運動というの農家の方々にとっても持続しないわけでございます。

それからもう一点は、どのような形で経営の中を変えていくか。もっと簡単に言いますと、資材や機械をどうやって導入していくかという具体的な計画、それに必要な資金をどうするかということを書いていただくわけでございます。

それを確認する場合に、当然のこととして、今、先生もおっしゃいましたけれども、いろんな方のサポートなり情報提供なりがないといかぬわけでございまして、その場合には、地域に密着して一番よく地域のことを知つておられるし、またその農業者の水準とか環境も知つておられる農業改良普及センターが技術指導を積極的に行うことの役割を十全に果たしていくべく、そのために、申し上げようと思つてゐるところでございます。

○佐藤昭郎君 この法案に関しまして、このうたわれる目的や目指すところというのは非常に重要な点だと思うわけでございます。やはり、ポイントは、農家の方が具体的にこの持続性の高い農業生産方式を本当に導入していくだろうか、そのインセンティブなりバックアップというものが非常に重要な点だと考えております。

このインセンティブについて見ますと、営農資金、農業改良資金等の償還期間の特例あたりがございますと、ある点では報告をし、また国、県に対しても求められれば実施条件の報告もしなきゃいけない、罰則もある。こういった面でのデメリットといいますかハードルもあるわけでござります。

さらに、この方式が推進をされて、認定を受けた農業者の皆さんがあなづから生産されたものにそういう表示を、あるいはその旨のわかるような形でお示しになるということで、片や消費者の方が別途こういう取り組みがあることを知つておる、物がちゃんと出てきてこれがそぞうだとわかる、そういう形で消費者の皆さん的支持を得るというこ

て重要であると認識しております。このため、会  
般この法律案を提出いたしまして、畜産業におきま  
す家畜耕せつ物の管理の適正化と利用の促進を図  
るために措置を講ずることとして、御審議をお願  
いしている次第でございます。

○佐藤昭郎君 今ほど畜産局長から御説明がござ  
いました。そして、この法律の第一条から見てま

国に共通する施策の基本的方向を示すこととしております。  
また、都道府県計画におきましては、地域における  
まちづくりの実現に向けた取り組みとして、  
まず家畜排せつ物の利用状況、それから施設の整備の現状などを踏まえた上で、具体的な家畜排せつ物の利用でありますとか、施設整備の目標などを示すこととしているところでござります。

さらには家畜ふん尿の草地への適切な還元による畜産環境問題への対応を図る観点から、農の有効利用でありますとか放牧の推進などによまして自給飼料生産基盤を強化していくことがめて重要であると考えております。

このために、私どもは、平成十一年度予算にきまして、まず第一点といたしまして、草地

○佐藤昭郎君 その点は大事な点でござりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案についてお尋ねしたいと思います。

まず、この法律は非常に大事な法律だと思います。この法律を出すに至った現在の畜産業あるいは日本国全体の窒素バランス、富栄養化、それから環境基準に硝酸性窒素を監視項目として付加していく、いろんな動きがあるわけでござります。

すが、農林水産省として、この法案を出すに至つた背景なり経緯について御説明願いたいと思いま

りますと、私の感想では、この法律というのはある意味では狭い目的に限定した目的になつておるんですけども、農政改革大綱なりこれまでのいろんな意見、御審議の経過を聞いていますと、農業の自然循環機能の發揮という点でもこれは大きな目的がある。畜産業自身のいいしい畜産物をつくる、あるいは今ある意味では環境に対する加害者としての畜産業、それを是正するといふものがございますけれども、国土全体の窒素のバランス等いろいろな点を考えますと、農業の自然循環機能の發揮という点からも大きな目的を持つ法律じゃなかろうかと思います。

また、個々の畜産農家の方々は、みずから畜産物の処理施設の整備計画につきまして計画を定めて、この整備計画の内容が都道府県知事の認定を受けるに適合しているかどうかが都道府県知事の認定を受ける、こういう仕組みになっていくわけでござります。また、その認定を受けた際には、金融上、税制上などの優遇措置が講ぜられる、こういう仕組みでございます。

○佐藤昭郎君　この法律で大事な点というのは利用の促進という点ではなかなかうかとと思うわけでございます。この点で、やはり私は、今畜産の飼料生産の問題、特に国産の自給飼料生産の基盤の強化というのが本当に大事ではなかろうかと思つております。

との造成、整備でありますとか、御指摘の転作などの既耕地の活用によります飼料作物の作付拡大、それから第二点には、飼料生産技術の高められた飼料作物の優良品種の育成等による生産性と品質の向上対策、さらには中山間地域の耕作放棄地の活用であるとか日本全国の放牧の促進、さらに稲作、野草などの低未利用資源の活用などの施策総合的に推進しているところでございます。

また、先般、農政改革大綱でありますとか、新たな酪農・乳業対策大綱を決定したところでありますけれども、これに即しまして、飼料作物作付面積の具体的な数値目標でありますとか、

○政府委員(本田浩次君) 畜産環境問題につきましては、御案内のとおり、近年におきます畜産の飼養規模の拡大でござりますとか耕種農家の高齢化などを背景といたしまして、家畜排せつ物の利用が大変困難になりつつあります。一方で、野積み、素掘りなど家畜排せつ物の不適切な管理が依

この点、具体的な法律の施行に当たりまして、その点も見ながら考えていくし、また国民全体や消費者の理解を得るためにもそういったポイントについてもしつかりとした説明が必要ではないかと考えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

二千万トンの輸入飼料を輸入している、それが畜産換算で年間九十万吨。国全体が大変富養化する中で、地域においても今の畜産の排出物の問題が生じてきている。一方では、農家にとって生産調整、これが大変な重圧感があるわけ

域の実情に即しました飼料増産のための効果的推進方策などを定めました飼料増産推進計画を策定することにしているところでございます。

今後とも、これら施策の積極的な推進によりまして、飼料生産コストを低減し、自給飼料生産として、振興を図つてまいりたいと考えているところであります。

然として存在しております。このために水質汚濁、悪臭などに関連した苦情の発生率が増加する傾向にございます。また、特に最近では、硝酸性窒素によります地下水汚染の問題でありますとか、クリプトスボリジウムによる水道水源の汚染問題などもありまして、家畜排せつ物につきましてもこれまで以上に適正に処理することが求められている状況にあります。

具体的な条文の中で、第七条には大臣が基本方針を定める、そして八条には都道府県の計画を定めていくという点が明記されているわけでござります。そして、九条には畜産農家の方々が立てられます「処理高度化施設整備計画の認定」という項目があるわけでございますが、それぞれの法律事項について、今、国がどういうふうな具体的な内容を想定されておられるか、ごく簡単に結構で

今、転作田では、飼料用作物の生産面積十一万ヘクタールですけれども、これはやっぱり環境問題あるいは農地の有効利用、いろんな点を考えます。でも、本当に農林水産省として力を入れてこの自給飼料生産の強化策というのは練っていくかぎやいけない、こんなふうに考えておりますけれども、平成十一年度の予算、具体的な予算を含め

○佐藤昭郎君 最後に、この政策を推進するに当たっての畜産農家の負担の問題、そしてインセンティブの問題でござります。

いろいろな補助事業の充実、それから予算の拡大も図られているようでございます。それをしかりやつていただくことも大事でございます。一方、これは先ほどの待賀生農業の法案と

我が国社会全体におきまして資源循環型社会への移行が求められておりますし、国民の環境意識がますます高まりつつあります中で、我が国畜産の健全な発展を図っていくためにはこのような畜産環境問題に的確に対処していくことが極めて

○政府委員(本田浩次君) この法律案に基づきます  
する國の基本方針におきましては、家畜排せつ物の  
利用の促進につきまして、例えば堆肥化のための  
施設整備でありますとか試験研究の推進など、全  
ざいますので、御説明願いたいと思います。

まして、決意といいますか、自給飼料の強化策についての考え方をぜひ伺いたいと思います。

同じことでござりますけれども、消費者や納税者にとっても理解が得られる、バックアップを得ることで畜産農家もこれに取り組んでいくと、う姿勢が大事ではなかろうかと思ふんです。加えて、者としての農業、畜産という点もある程度公開

ながら、消費者や国民と情報を共有しながら理解を求めていくといふ点がこの政策の実を上げるには大事だと思います。

消費者や国民の皆様との交流や連携、運動、そういう取り組みについても非常に大事だと思いますので、その点、もし農水省として考えていることがあればお願ひしたいと思います。

○政府委員(本田浩次君) 家畜排せつ物の処理を適切に進めていますために、從来から補助事業でありますとかリース事業などによります家畜排せつ物処理の整備の推進を図ってきていたところではございます。また、この法律案によりまして、家畜排せつ物の処理施設の取得でありますとか施設、機械の貯料の全額一括払いなどに対しても必要な長期低利の農林漁業金融公庫資金を創設することにしておりました。さらに、この法律案の制定にあわせまして、税制面でも所得税、法人税、それから固定資産税の特例措置の創設を図っているところでございます。

今後、この法律案及びこれに関連する施策の推進を図ることによりまして、環境保全に配慮した畜産経営の確立に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらにもう一つ、我が国の畜産の安定的な発展を図るために、先生御指摘のとおり、畜産農家の都市の皆様方との交流を図り、消費者の理解を求めていくことが極めて重要であると考えているところでございます。

私どもいたしまして、これまで牛乳でありますとか食肉に関する消費者の理解を深めるための普及啓発活動の実施でありますとか、地域におきますふれあい牧場の整備などによりまして消費者との交流促進を図ってきたところでございますが、平成十一年度から新たに、畜産農家みずからが消費者ニーズに対応した新鮮で安全なアイスクリームでありますとかソーセージといった乳製品、畜産加工品を加工、販売するための施設を整備する事業を創設しているところでございます。

今後とも、これらの施策の推進を図ることによ

りまして、消費者の理解を得ながら、地域社会とを求めていくといふ点がこの政策の実を上げるには大事だと思います。

消費者や国民の皆様との交流や連携、運動、そういう取り組みについても非常に大事だと思いますので、その点、もし農水省として考えていることがあればお願ひしたいと思います。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。

農業・農村基本法の具体化にかかる第一弾の審議だという論調もありましたが、この基本法にかかるわる法案は今国会でこの三法を含めまして何本

がどのような法律名で予定されているか、お聞かせいただきたい。

○政府委員(高木賢君) 今国会には、既に十五本にならうかと思いますが、審議をお願いいたしております。そこには水産関係のものとか行政改革関係のものとかございますけれども、今お尋ねのありました新しい基本法に関連いたしますもの

といたしましては、今お願いしております環境関係の三法、それから本院先議でお願いいたしておられます特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部

改正案、それから卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律案といふものがございます。さらに、農地の確保、有効利用という基本法案の二十三条に関連するもの

でございますが、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案、これらが新基本法案

に盛り込まれました今後の基本的な施策の方向に沿った法案であるというふうに考えております。

ただ、この法案は現在実態として存在してお

ります緊急の課題に対処するということでございまして、新基本法案の流れに沿ったものでなければなりませんが、技術のハードルの話でございますと、一つ一つの技術は必ずしも農家の方々が導入をちゅうちょされるほど高くはないという

ことでございます。しかし、やはり全体として持続性が高い農業生産方式と言つからには、それらを組み合わせて相当効果のあるものになるということを頭に置いているわけでございます。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど官房長からも申し上げましたように、今国会に御審議をお願いしている法案は十五本ほどあるわけでござりますが、いずれも農林水産省というよりも国家的に非常に大事な法律でございます。したがいまして、御審議をお願いし、御成立をお願い申し上げたい

ことになります。しかし、やはり全体として持続性が高い農業生産方式と言つからには、それらを組み合わせて相当効果のあるものになるとい

うことでございまして、これにつきましても十分

な御議論の上、御成立をお願いしたいところでござります。

今後とも、これらの施策の推進を図ることによ

りまして、消費者の理解を得ながら、地域社会とを求めていくといふ点がこの政策の実を上げるには大事だと思います。

消費者や国民の皆様との交流や連携、運動、そういう取り組みについても非常に大事だと思いますので、その点、もし農水省として考えていることがあればお願ひしたいと思います。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。

農業・農村基本法の具体化にかかる第一弾の審議だという論調もありましたが、この基本法にかかるわる法案は今国会でこの三法を含めまして何本

がどのような法律名で予定されているか、お聞かせいただきたい。

○政府委員(高木賢君) 今国会には、既に十五本にならうかと思いますが、審議をお願いいたしておられます。そこには水産関係のものとか行政改革関係のものとかございますけれども、今お尋ねのありました新しい基本法に関連いたしますもの

と、そうではなくて、新しい基本法案に盛り込まれている環境重視の考え方まさに沿っています

ことで、実態上の必要性と法制上のといいますか農政全体の方向との合致、この両面から位置づけられるというふうに考えております。

○郡司彰君 この後、会期の問題等、今回以降の基本法の審議入りについては理事会の方で十分検討をいただくことになるんだろうと思いますけれども、どうも私の単純な計算でいきますと、本当に基本法の議論が十分にできる時間というものがどれかどうかというふうな危惧をしてしまう

わけでありますけれども、その辺、きちんと議論をしていくというふうな、大臣の決意をちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど官房長からも申し上げましたように、今国会に御審議をお願いしている法案は十五本ほどあるわけでござりますが、いずれも農林水産省というよりも国家的に非常に大事な法律でございます。したがいまして、御審議をお願いし、御成立をお願い申し上げたい

ことになります。しかし、やはり全体として持続性が高い農業生産方式と言つからには、それらを組み合わせて相当効果のあるものになるとい

うことでございまして、これにつきましても十分

な御議論の上、御成立をお願いしたいところでござります。

今後とも、これらの施策の推進を図ることによ

りまして、消費者の理解を得ながら、地域社会とを求めていくといふ点がこの政策の実を上げるには大事だと思います。

消費者や国民の皆様との交流や連携、運動、そういう取り組みについても非常に大事だと思いますので、その点、もし農水省として考えていることがあればお願ひしたいと思います。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。

農業・農村基本法の具体化にかかる第一弾の審議だという論調もありましたが、この基本法にかかるわる法案は今国会でこの三法を含めまして何本

がどのような法律名で予定されているか、お聞かせいただきたい。

○政府委員(高木賢君) 現実の農政は既にいろんな局面で動いていると思います。そしてまた、世の中の変化のテンポが速いわけでございます。

で、例えば今お願いしております環境三法は、環境問題の重要性にかんがみてぜひお願いしたい

ことがあります。しかし、そのことが同時に農政全般の流れと背馳しているかどうかということになります

と、そうではなくて、新しい基本法案に盛り込まれている環境重視の考え方まさに沿っています

ことで、実態上の必要性と法制上のといいますか農政全体の方向との合致、この両面から位置づけられるというふうに考えております。

○郡司彰君 この後、会期の問題等、今回以降の基本法の審議入りについては理事会の方で十分検討をいただくことになるんだろうと思いますけれども、どうも私の単純な計算でいきますと、本当に基本法の議論が十分にできる時間というものがどれかどうかというふうな危惧をしてしまう

わけでありますけれども、その辺、きちんと議論をしていくというふうな、大臣の決意をちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど官房長からも申し上げましたように、今国会に御審議をお願いしている法案は十五本ほどあるわけでござりますが、いずれも農林水産省というよりも国家的に非常に大事な法律でございます。したがいまして、御審議をお願いし、御成立をお願い申し上げたい

ことになります。しかし、やはり全体として持続性が高い農業生産方式と言つからには、それらを組み合わせて相当効果のあるものになるとい

うことでございまして、これにつきましても十分

な御議論の上、御成立をお願いしたいところでござります。

今後とも、これらの施策の推進を図ることによ

着目した生産方式をこういう法律で定めて、それを具体的な形で都道府県を通じて浸透させていく、こういうことが早急にやらないといけないことをあらうということだ、その普及浸透というのが一つのねらいでございます。

もちろん、先生お話し下さいましたように、今回の法律の名前といふのは、平たい言葉で申し上げますとかなり格好がいいと、自分で言うのも変なんですが、そういう法律にはなっておりませんけれども、農業は本来、環境と調和をして持続的に発展するということに関して、すべてをこの法案で対応するということを想定しているわけではございません。繰り返しになりますが、緊急に対応が求められている堆肥等を活用した土づくり、それから化學肥料、化學農薬の使用の低減ということを中心として、そういうことでやっていたら農業者の皆さんに制度的な支援を行うということが法律の内容になっているということでござります。

○郡司彰君　今の御答弁の中にもございましたように、「持続的な」というのはこれからのかのキーワードになってくるというふうにも思います。

御存じのように、アジェンダ21実施計画の中で、土壤に関しては土地へのアクセスを向上させ、雇用を創出し、農村からの移住を減らすための包括的な地方政策が重要であると。これは日本そのものにそのまま合致をするかということになれば、また途上国との関係があつてそうではないのでありますけれども、またその中で、各國政府は農業研究への投資を続けることとし、これらの研究の成果を実際に土地において持続可能なよう実施していくには長い年月が必要となる、このように述べられているわけです。

私自身は、先ほど基本法の話から入らせていたときましのものはやはり基本法の議論の中で、この「持続的な」という言葉の中にもつといろんなものが包含されて、包括的な形でもつて出されるということが必要だらうというふうに思つてしまひました。何か今回、三法そのものも、また後ほど

もちょっと触れたいと思いますけれども、農水省という大枠だけではなくて、その中の局とか課とどうなところの一つ一つのセクションの中の規定に基づきます支援措置、これは十分浸透させたいかなきやならないと思っております。

そのほか、平成十一年度の予算におきまして

機物の供給施設の共同利用のための整備を行つて

いくとか、あるいは研究開発についても必要な研究の推進を行う等々、これは決して全体としてこの政策の推進の取り組みが局によって偏っている

ということではございませんで、関係のところで

はこの政策推進のためにそれぞれのポジションで

かかわって協力をしていくという形になつております。

これらの措置がすべて効果を發揮することによ

り持続性の高い農業生産方式の取り組みが浸透

ていきまして、いわば現在ではどちらかというと

私どもは点的なものではないかと思っております

が、これが面へ広がっていく。そういうことで、

最終的には環境と調和のとれた持続的な農業生産

の確保に資していく、そういう考え方方に立つてい

るところでござります。

○郡司彰君　第一條の方で、「環境と調和のとれ

た農業生産の確保を図り」という文言があります

かもしませんが、私どもとしましては、環境保

全型農業そのものは今回の法案を提案することで

決して否定をしているわけではございませんで、そ

ういう概念が必要なのではないかと思ひますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君)　二点お答えをしたいと

思いますが、一点は、先生と若干考え方が違うの

かもしませんが、私どもとしましては、環境保

全型農業そのものは今回の法案を提案することで

決して否定をしているわけではありませんで、そ

ういう概念が必要なのでないかと思ひますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君)　二点お答えをしたいと

思いますが、一点は、先生と若干考え方が違うの

かもしませんが、私どもとしましては、環境保

全型農業そのものは今回の法案を提案することで

決して否定をしているわけではありませんで、そ

ういう概念が必要なのでないかと思ひますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ることができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

しかし、土壤づくり、土づくりの関係からいえ

ば、そんなこともやっていかなくちゃならないだ

じやないか。青信号のところをきちんと渡りまして、明確にする。それに取り組んでいたく方の支援措置を明らかにするということではなかろうわけでありまして、それなりの効果ももちろん上がってきたわけです。

その辺のところについて、今回はこのように変えますよ、今までやり方についてはいろいろ考えた結果、いろんな意味で欠陥というかそのようないところがあった、そのような説明というのが大いにありますけれども、その点をちょっとお聞きした方に対して十分になされていないんじゃないかなと思ひますけれども、その点をちょっとお聞きしたのと、二条だったでしようか、「たい肥」等の文言がありまして、土づくりを行うということになると何が含まれるのかということをも考えます。御質問がございましたが、この中で堆肥、これはもう有机物の供給施設の共同利用のための整備を行つていくとか、あるいは研究開発についても必要な研究の推進を行う等々、これは決して全体としてこの政策の推進の取り組みが局によって偏っているということではございませんで、関係のところで、はこの政策推進のためにそれぞれのポジションでかかわって協力をしていくという形になつております。

○郡司彰君　これらの措置がすべて効果を發揮することにより持続性の高い農業生産方式の取り組みが浸透していく、いわば現在ではどちらかというと

私どもは点的なものではないかと思っております

が、これが面へ広がっていく。そういうことで、

最終的には環境と調和のとれた持続的な農業生産

の確保に資していく、そういう考え方方に立つてい

るところでございます。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

しかし、土壤づくり、土づくりの関係からいえ

ば、そんなこともやっていかなくちゃならないだ

けたがいまして、今回の法案は、農業者の方に目指していただき、農業生産方式を具体的に定め

る、明確にする。それに取り組んでいたく方の

支援措置を明らかにするということではなかろう

わけあります。したがいまして、從

来、環境保全型農業を推進してきただれども、例

えばハンドルを切つて、今度はこういう方式でい

くよという考え方ではないということは御理解を

ちょうどいいしたいと思っております。

それからもう一点、技術の内容について御質問

がございましたが、この中で堆肥、これはもう有

機質のものを堆肥に限定しないということではござ

いませんで、例えば肥育とか等々あるかと思いま

す。御質問がございましたが、この中で堆肥、これはもう有

機質のものを堆肥に限定しないということではござ

いませんで、レンゲ等、そのすき込みにより土壤に有機物

や栄養分を供給するということで、これはもう御

説明するまでもなく、土壤の性質を改善する効果

が高いいものであるということは私どもも承知をしておりまして、この第二条の第一号の省令で規定

します技術については、これを含めて規定をする

といふふうに考えております。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

しかし、土壤づくり、土づくりの関係からいえ

ば、そんなこともやっていかなくちゃならないだ

けたがいまして、今回の法案は、農業者の方に目指していただき、農業生産方式を具体的に定め

る、明確にする。それに取り組んでいたく方の

支援措置を明らかにするということではなかろう

わけあります。したがいまして、從

来、環境保全型農業を推進してきただれども、例

えばハンドルを切つて、今度はこういう方式でい

くよいう考え方ではないということは御理解を

ちょうどいいしたいと思っております。

それからもう一点、技術の内容について御質問

がございましたが、この中で堆肥、これはもう有

機質のものを堆肥に限定しないということではござ

いませんで、レンゲ等、そのすき込みにより土壤に有機物

や栄養分を供給するということで、これはもう御

説明するまでもなく、土壤の性質を改善する効果

が高いいものであるということは私どもも承知をしておりまして、この第二条の第一号の省令で規定

します技術については、これを含めて規定をする

といふふうに考えております。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

しかし、土壤づくり、土づくりの関係からいえ

ば、そんなこともやっていかなくちゃならないだ

けたがいまして、今回の法案は、農業者の方に目指していただき、農業生産方式を具体的に定め

る、明確にする。それに取り組んでいたく方の

支援措置を明らかにするということではなかろう

わけあります。したがいまして、從

来、環境保全型農業を推進してきただれども、例

えばハンドルを切つて、今度はこういう方式でい

くよいう考え方ではないということは御理解を

ちょうどいいしたいと思っております。

それからもう一点、技術の内容について御質問

がございましたが、この中で堆肥、これはもう有

機質のものを堆肥に限定しないということではござ

いませんで、レンゲ等、そのすき込みにより土壤に有機物

や栄養分を供給するということで、これはもう御

説明するまでもなく、土壤の性質を改善する効果

が高いいものであるということは私どもも承知をしておりまして、この第二条の第一号の省令で規定

します技術については、これを含めて規定をする

といふふうに考えております。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

しかし、土壤づくり、土づくりの関係からいえ

ば、そんなこともやっていかなくちゃならないだ

けたがいまして、今回の法案は、農業者の方に目指していただき、農業生産方式を具体的に定め

る、明確にする。それに取り組んでいたく方の

支援措置を明らかにするということではなかろう

わけあります。したがいまして、從

来、環境保全型農業を推進してきただれども、例

えばハンドルを切つて、今度はこういう方式でい

くよいう考え方ではないということは御理解を

ちょうどいいしたいと思っております。

それからもう一点、技術の内容について御質問

がございましたが、この中で堆肥、これはもう有

機質のものを堆肥に限定しないということではござ

いませんで、レンゲ等、そのすき込みにより土壤に有機物

や栄養分を供給するということで、これはもう御

説明するまでもなく、土壤の性質を改善する効果

が高いいものであるということは私どもも承知をしておりまして、この第二条の第一号の省令で規定

します技術については、これを含めて規定をする

といふふうに考えております。

○郡司彰君　局長、私の方はこの間の一連の、今

回の法律も環境保全型ということが主眼だらうと

いうようなことでございまして、これまでの肥料

の製法だけを収量度の変化ということできちんと

もう一回うたうべきだと、そういうふうなことで

ござります。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦と

かいろいろその休閑のところに植えているとい

うようなことがござりますけれども、これは確かに

価値そのものをなかなか生み出すことはならな

い。しかしながら、全体として、例えばそのよう

なところにいろんな方が、その地域以外の方が

行つたときには、景観というものも一つの価値と

いうふうなことで見ができるかもしませ

んが、いざれにしても経済的な意味での価値とい

うものは余り生み出さない。

（文部省告白） 二つお七百二十円と  
こうというふうなことになるわけでありまして、  
そうしますと、労力は使つんだけれども見返りと  
いうものがほとんどないというふうな狭い見方で  
ですけれども、なつてしまふ。その辺に対する何  
か支援策というものもお考えになつておりますで  
しょうか。

あります。

いう言葉について突っ込んだ御質問をいただいております。

申し上げましたが、かなり技術を導入していくた  
いて、その農業生産方式が定着をしていき、それ  
を消費者の方にも評価していただいて、それなり  
の流通のパイプといいますか、それを確立してい  
くということで、例えばブランド化をしていただ  
くとか、産地化をするということにつなげていただ  
くということが私たちの念頭にあるわけでござ  
ります。ただ、栽培をするだけと、すき込まない  
でというだけでは、土づくりの効果という面では  
この法律が期待する部分にはなかなかつながら  
いだろうと考えられますので、例えば緑肥の場合  
はすき込んでいただきくということを技術の内容に  
するということにならうかと思っております。

いう言葉について突っ込んだ御質問をいただいております。  
言葉的に言えば、当委員会でも何回も御質問、  
御議論いただいておりますように、今回の法案と  
いうのはある意味では、私なりに言えば、農業の  
果たす多面的な役割を促進するための法律という  
位置づけが高いのではないか。先生からも景觀と  
いうような御指摘も今ございましたし、まさに環境  
といえど、これは農業者だけではなくて国土全体  
でござりますから、私の提案理由の中でも申し上  
げましたように、国土全体ということになります  
と国民全体ということになりますし、またその  
一部分といいましょうか、重なっている部分とし  
て土づくりということ、あるいはまた化学肥料の  
低減あるいは生物農薬等をより使っていきましょ  
うというようなことが、まさに広い意味での農業  
の果たすプラスの側面を総合的に促進していく、  
まさにそのメインは国民に対する食料の安定供給  
ではございますけれども、いろんな機能を果たす  
意味での本法案だというふうに私自身は実は思  
ております。

りますが、さあ、それではそのコスト負担は一生どこが負うのか。生産者が負うのか、消費者が負うのか、国が負うのかといえば、そこはやっぱ生産は生産者として努力をし、そしてまたそやってできたものに対する消費者ニーズがあるけでございますから、そこはおのずから生産者と消費者との間の市場関係といいましょうか、もちろん国のバックアップというものが前提にありますけれども、そういう中で、消費者がこれに対してもこのぐらいの価格で適正なんだということを私は現実のものとし、それに逆行するることは考えておりませんけれども、そういうたぐいのタルとしての全体の推進に向けて本法案が役につようになつていくべく御審議をいただきたいと思います。

長くなりましたがけれども、先生の御質問の趣旨を私なりに今理解しながら答弁をさせていただいたきました。

○都司彰君 今の大臣の答弁の中でバックアップの施策というふうなこともございましたので、ナ

体が一体となって対応してきているということです  
ございますが、都道府県におきましては、ほとんどの県でその定着化を図るという形で推進の方針は策定をいたしているところでございます。先ほどもちよっと申し上げましたけれども、なかなかこれが点から面に広がっていかないという点でかしさがあるのは事実でございます。  
ただ、公共団体としましては、市町村それから農業団体が組織としての決定といいますか、そういう方針はお決めになつておるわけでございまして、市町村におきましては千を超える市町村が推進計画を策定されております。ただ、ざくばらんに申し上げまして、農業者の段階では作目によつてかなり違つておつたりいたしまして、まだ広がりについては十分な点がないかなという実感は持つておるところでございます。

○郡司彰君 今、御答弁いただいたように、行政やら農業団体やらで組織をして事に当たるというふうなことはこれまで同様でよろしいのではないのかと思いますけれども、この環境保全型という中にもいろいろありますけれども、ややもすると、

境保全型農業ということに関して、せんだって私の方で食糧法に関して大臣の方に本会議の中でも質問を行つたわけありますけれども、環境保全型農業はコストが若干高くなる、その分については消費者にしわ寄せが行くような形ではなくて財政負担をしてはどうなのかということに関しまし

そういう意味でも、先生御指摘のように、まだ  
まだ技術的な面も含めましてやるべきことは多々  
あることは我々も承知をしておりますし、それから  
らこれに農業者が取り組んでいくとするならば  
コストがかかるわけでございますし、またそれな  
りの決意あるいは理解も必要だらうと思ひますの

たそのバックアップの内容の充実が、お願いを終  
ほどもしたいと思いますけれども、生産者の方ま  
で当然これは努力をするという姿勢がその前提だ  
いうふうにも思つております。

私のところはそういう形でやっていますよ、隣はやっていますよ、ということによって、虫でありますとか草でありますとか、お互いが迷惑だとかいうふうな感情を持つよう立ち至ってしまうようなケースというのが非常に多いわけであります。

て、大臣の方からの答弁では、環境保全型農業普及への取り組みは不十分な状況にあり云々ということで、今回新たに今お話しの持続的な法律を出すというふうな答弁があつたわけであります。

この法律案そのものを見ましても、財政負担といふことが部分的にといいますか、関連をしては当然出てきているわけでありますけれども、私の

で、そういうための努力、そしてまたそれをバツクアップするための施策が必要でございます。そういう意味で、税制上あるいは金融上の支援策を本法律の中で規定しておるところでございますが、本年度予算におきましても、それをバツクアップするための種々の予算を導入しておるところでございます。

境保全型農業の推進というものについてはこれまで行ってきた、今回の法律については若干異なるわけでありまして、これまで各県でそのようなことに実際に取り組まれているところというのではなくて、あつたらちょっと教えていただきたいのと、先ほどもありましたけれども、今後の指針内容

そういう意味ですと、一定の規模とか何かといふ形をまとめる、先ほどおっしゃったような、組織だけではなくてもう少しきめ細かく合意形成ができるような、そのようなソフト面の手当てといふものも十分に考慮していただきたいというふうに思っております。

それから、さらに要望としまして、改良資金助

○國務大臣(中川昭一君) 先ほどから先生の御質問を拝聴いたしまして、環境面あるいは持続的とれども、改めてその辺のところについてお答えをいただけますでしょうか。

さじには、これは消費者にとってもプラスになることでございますから、そういう意味で消費者にとってもプラスになるような農産物を供給する。現時点においてはそういうものは高いということは私も事実だらうというふうに認識をしてお

期間 そういうものについてどのような指導をなされるおつもりか、伺いたいと思います。

○政府委員(樋口俊俊君) お答え申し上げます。環境保全型農業、それはこれまで全国的に展開するということで、都道府県、市町村、農業生

成法の特例で負し付けを受ける場合の対象が具体的に示されていないのかなど、そのような感じがいたしますけれども、この対象を具体的に示していただきたいのと、先ほど大臣の方からもバックアップ策などということで、今回についても償還期

間の延長ということにもなっているわけでありま  
すけれども、それ聞いてみると、なかなか  
大変なんですよというふうな話が多いわけであり  
まして、さらなる延長というものも考えていただ  
ければありがたい。

それからもう一つ、あわせて質問をいたします  
けれども、農業機械に対する課税の特例というふ  
うなことになつておるわけありますけれども、  
例えば稻作農家でありますとしても、堆肥盤整備を行  
うというような施設整備に対する補助というもの  
の率をもう少し高くしてもらえないか、そのよう  
な要望もあるわけであります。現在も補助そのも  
のは行つておりますけれども、個々の新しい法律  
の中でさらにそのような堆肥盤施設の整備に対し  
てもお考えがあればお願ひしたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 改良資金の償還期間の

成法施行令の第一条の第六号に定める資金、いわ  
ゆる環境保全型農業導入資金というものを特例の  
対象として予定をいたしております。

もう少し具体的に申し上げますと、土づくり、  
化学肥料や農薬の使用の低減に関連する技術を有  
効に使うために、例えば側条施肥を行うことでの  
きる堆肥盤とかそういうものの、それから生物農  
薬、天敵農薬あるいは性フェロモン剤を導入する  
ために必要な農業資材、それから堆肥舎等の農業  
施設、これらの設置をする資金を貸し付けると  
いうことにしておりますが、この資金の償還期間  
は、今お話をございましたけれども、改良資金の  
世界といいますか、最長の十二年といふことを想  
定しているところでございます。この期間の設定  
についてはいろんな御意見、御議論が途中経過で  
あつたわけでございますが、例えばこれは無利子  
の資金でございまして、そういう点もひとつ実際  
のではなくて、むしろ農業機械というものでござ  
いますから、例えば大規模な土地を購入するとい  
うのとは少し違う金額になつてくるのは当然だ

と、こういうことでもありますけれども、そういう  
う負担のことを考えると、据え置きを除いて実質  
的な返済期間が九年という大変長い期間になります  
ので、これはかなり効果のあるものであろうと  
いう考え方があります。

それから、先ほどお話をしましたように、他の

改良資金の種類とのバランス等々を考慮しまし  
て、私たちの世界では日いっぱいということで十  
二年ということで設定をさせていただいていると  
いうところでございます。

それから、堆肥舎につきましてはいろんな形で

の助成があるわけでございますけれども、一つ

は、先ほどお話をしました改良資金の対象として

個人が設置をされるという場合に対象になるとい

うことでございますし、地方公共団体、農業團体

あるいは認定の農業者なんかが集まって共同でお

やりになるということで、堆肥盤施設の設置をおや

りになるという場合には、今回新たに持続的農業

総合対策ということで大臣からお話をしました

が、バックアップのための予算の中で対応すると

いうふうにしているところでございます。

○郡司彰君 続きまして、肥料取締法の一部を改  
正する法律案の方に関連して質問したいと思いま  
す。

○郡司彰君 続きまして、肥料取締法の一部を改  
正する法律案の方に関連して質問したいと思いま  
す。

○政府委員(樋口久俊君) 改良資金の償還期間の

成法施行令の第一条の第六号に定める資金、いわ  
ゆる環境保全型農業導入資金というものを特例の

対象として予定をいたしております。

したがいまして、画一的に、形式的にといいま  
すが、すべての特殊肥料について表示をするとい  
うことが頭の中にあるわけではないわけござい  
ますて、一般論といいますか、一言申し上げま  
すと、マーケットに流通するというものを対象に  
想定しているわけござります。これは先ほどお  
話をしましたように、品質を識別できるかどうか  
か、どういうものでできているかということがわ  
からないといかぬということござります。

したがいまして、逆に自給的に生産をして消費

をされる、あるいは極端に言えば隣の人で日ご  
ろから何でどういうものをつくっているか知つて

いるとか、場合によってはその人にどうだつたら

うかと聞いてもいいというようなケースの場合に

は何もそういう必要はないんじゃないかと考えて

おります。

なお、いろんなケースがあると思いますけれど

も、それは今言ったような考え方で、例えば日常

の情報や直接的な照会でちゃんと可能でないかと  
いうことまで無理やり表示をするということが必要

であるといふに私どもは考えていないところ

でございます。

○郡司彰君 そうしますと、一定の地域の中で顔

見知りかたはともかくとして、いろんな近隣

のつき合いという範囲内のそういうものに関し

す。

○郡司彰君 続きまして、肥料取締法の一部を改  
正する法律案の方に関連して質問したいと思いま  
す。

○郡司彰君 一部の特殊肥料が普通肥料へ移行と  
なる農業者の皆さんに適切な施肥を行うことが  
できるためにその品質を識別できるようにしな  
きいかぬ、そういうねらいがあるわけござい  
ます。

したがいまして、画一的に、形式的にといいま  
すが、すべての特殊肥料について表示をするとい  
うことが頭の中にあるわけではないわけござい  
ますて、一般論といいますか、一言申し上げま  
すと、マーケットに流通するというものを対象に  
想定しているわけござります。これは先ほどお  
話をしましたように、品質を識別できるかどうか  
か、どういうものでできているかということがわ  
からないといかぬということござります。

したがいまして、逆に自給的に生産をして消費

をされる、あるいは極端に言えば隣の人で日ご  
ろから何でどういうものをつくっているか知つて  
いるとか、場合によってはその人にどうだつたら  
うかと聞いてもいいというようなケースの場合に  
は何もそういう必要はないんじゃないかと考えて  
おります。

なお、いろんなケースがあると思いますけれど  
も、それは今言ったような考え方で、例えば日常  
の情報や直接的な照会でちゃんと可能でないかと  
いうことまで無理やり表示をするということが必要  
であるといふに私どもは考えていないところ  
でございます。

○郡司彰君 そうしますと、一定の地域の中で顔  
見知りかたはともかくとして、いろんな近隣  
のつき合いという範囲内のそういうものに関し

ます。

○郡司彰君 一部の特殊肥料が普通肥料へ移行と  
なる農業者の皆さんに適切な施肥を行うことが  
できるためにその品質を識別できるようにしな  
きいかぬ、そういうねらいがあるわけござい  
ます。

したがいまして、画一的に、形式的にといいま  
すが、すべての特殊肥料について表示をするとい  
うことが頭の中にあるわけではないわけござい  
ますて、一般論といいますか、一言申し上げま  
すと、マーケットに流通するというものを対象に  
想定しているわけござります。これは先ほどお  
話をしましたように、品質を識別できるかどうか  
か、どういうものでできているかということがわ  
からないといかぬということござります。

したがいまして、逆に自給的に生産をして消費

をされる、あるいは極端に言えば隣の人で日ご  
ろから何でどういうものをつくっているか知つて  
いるとか、場合によってはその人にどうだつたら  
うかと聞いてもいいというようなケースの場合に  
は何もそういう必要はないんじゃないかと考えて  
おります。

なお、いろんなケースがあると思いますけれど  
も、それは今言ったような考え方で、例えば日常  
の情報や直接的な照会でちゃんと可能でないかと  
いうことまで無理やり表示をするということが必要  
であるといふに私どもは考えていないところ  
でございます。

○郡司彰君 そうしますと、一定の地域の中で顔  
見知りかたはともかくとして、いろんな近隣  
のつき合いという範囲内のそういうものに関し

ます。

○郡司彰君 一部の特殊肥料が普通肥料へ移行と  
なる農業者の皆さんに適切な施肥を行うことが  
できるためにその品質を識別できるようにしな  
きいかぬ、そういうねらいがあるわけござい  
ます。

したがいまして、画一的に、形式的にといいま  
すが、すべての特殊肥料について表示をするとい  
うことが頭の中にあるわけではないわけござい  
ますて、一般論といいますか、一言申し上げま  
すと、マーケットに流通するというものを対象に  
想定しているわけござります。これは先ほどお  
話をしましたように、品質を識別できるかどうか  
か、どういうものでできているかということがわ  
からないといかぬということござります。

したがいまして、逆に自給的に生産をして消費

をされる、あるいは極端に言えば隣の人で日ご  
ろから何でどういうものをつくっているか知つて  
いるとか、場合によってはその人にどうだつたら  
うかと聞いてもいいというようなケースの場合に  
は何もそういう必要はないんじゃないかと考えて  
おります。

なお、いろんなケースがあると思いますけれど  
も、それは今言ったような考え方で、例えば日常  
の情報や直接的な照会でちゃんと可能でないかと  
いうことまで無理やり表示をするということが必要  
であるといふに私どもは考えていないところ  
でございます。

○郡司彰君 重金屬は、御存じのように、一回

のつづき合いでございます。

○郡司彰君 重金屬は、御存じのように、一回

になるんだろうと思いつ。ちょっと事例として  
は別になりますけれども、ダイオキシンも含めて  
当初予定をされていなかつたものが後になつてと  
いうことがあるわけでありますので、今回の法律  
が施行されるに当たつては十分にその辺のところ  
も押さえておいて、これから調査等についても  
生かしていくだければというふうに思つております  
す。

それから、有害な物質、重金属を含む汚泥肥料の浄化施設等というふうな話がよく一般に出されますがけれども、それ以外にもあるんだろうと思うんです。どういうような工場からどのぐらいの数量が出ているのか、わかれは教えていただきたいなと思います。

どもがアンケートということで、生産業者の方から調査をしたものとの比率で今把握をいたしておりますので御紹介を申し上げますと、汚泥を原料として生産されます特殊肥料をおつくりになる方、これは肥料の専門の業者が一九%、廃棄物の処理を行われる方が二五%，それから下水とかし尿を専門に処理を行われる業者の方が三八%で大部分だというふうに把握をいたしております。

○郡司彰君 それで、今回は業として行う方につけでは結果として保証票をつける、そういうような形態になってくるわけだと思いますけれども、いずれにしましても品質もこれまで以上にきちっとした管理をしていただく、安全なものにチェックをしていただくということになるんだろうと思えうんです。

当然、コストというものがこれまで以上にかかるってきてしまうのかなというふうに思つておりますけれども、コスト面としては、はね返りしてどの程度を考えていらしゃいますか。

○政府委員(樋口久俊君) これには品質表示の分析費が大部分を占めるんじゃないかと思います。窒素、磷酸、カリ、こういう主要な成分について仮に分析をするということを想定しているわけでございますが、業者の方、例えば株式会社でござ

いまとかいろいろな方で幅が大きくてなかなか難しいのでございますが、一万円から二万円ぐらいい、もうちょっと具体的に言いますと、八千円から一万八千数百円みたいな価格を私ども把握いたしております。

そのような形で、合わせてあるいは別々に分析をされてそれを転嫁するといいますか、最終的に出荷をされるものにどのくらいはね返るかと。これは試算でございますので、前提条件がいろいろついていますので、そこを省略して申し上げますと、大体二十キロ袋入りのもので一円前後ではないかなというのが私どもの現在の条件を踏まえた上での試算の結果でございます。

○郡司彰君 法の趣旨からしても、安価な供給対策というものが当然出てくるわけありますて、そうしますと、今のところ二十キロで一円というようなことになると、当面それほどの対策とということには当たらないのかなというふうに思いますがけれども、実際にやってみた中で、使う農家やそういう地域にとってこの価格が高くなってしまふ。そのような便乗というものがあればそれは極力指導をしてもらいたいのと、そのようになつたときには、安価な供給ということを前提として何らかの支援策というのもその時点では考えていただきたいなというふうに思います。

○政府委員樋口久俊君 一つ言い落としましたが、二十キロ袋入りの全体の価格が大体五、六百円でございまして、そのうちの一円ぐらいの価格上昇になるかと思います。

ただ、おっしゃるようにこれは試算でございまして、今後の推移を見ないといけないわけでございますが、場合によつては、例えば分析費等いろんな機関に私ども既に支援をしたりあるいは助成を申し上げているものもございますので、そういう利用の情報を提供するとか、できるだけ明確に、あるいは安価で分析ができるというようなことにについての配慮といいますか、そういう情報提供等を含めて頭の中に置いていきたいと思いま

○都司彰君 次に、家畜排せつ物の関連でありますけれども、先ほど佐藤委員の方からもありましたけれども、これは農家の方も何とかしなくてはいけないという思いは同じなんです。これはどうにかしていかなければ大変だろう、その思いは同じなのでありますけれども、現在、構造あるいは管理に対するところの管理基準といふものが省令だということですまだ明らかになつてないわけであります。その辺のところが明らかになつてこないとなかなか具体的な話として皆さんはの中に進んでこないわけでありますけれども、管理基準については今どのようにお考えでしようか。

しては一応三点ほど考えております。  
第一点は、家畜排せつ物は構造設備、先ほど申し上げましたあの設備でございますが、構造設備の基準を満たしている施設において管理すること。それから第二点は、送風装置、攪拌装置などを設置している場合にはその維持管理を適切に行うこと。それから第三点は、当然のことでござりますけれども、施設に破損があるときは速やかに補修を行うことといった内容で考へておるところでございます。

○都司彰君 今、構造的な面については二つ、それから管理の方で三つほど具体的に挙がりました。

○政府委員(本田賀次君) ここの法律案におきまし  
ては、先生御指摘のとおり、農林水産省令で堆肥  
舎などの施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理  
の方法に関する基準を定めることにしておりま  
す。この基準によりまして家畜排せつ物の管理の  
適正化を図つていこうとするものでござります。  
現時点におきましてこの基準についてどのように  
な考え方をしているかということでございます  
が、施設の構造設備に関する基準といたしまして  
は二つほど考えております。

まず第一点は、ふんの処理または保管の用に供  
します施設でございますけれども、言ってみれば  
堆肥舎みたいなものでございますが、これにつき  
ましては、床をコンクリートその他不浸透性材  
料で築造しまして、適當な復いでありますとか側  
壁を有するものとするということでございます。  
それからもう一つは、尿でありますとかスラ  
リ、液状のふん尿混合物でござりますけれど  
も、この処理または保管の用に供する施設、言つ  
てみれば尿だめみたいなものでございますけれど  
も、これにつきましては、コンクリートその他の  
不浸透性材料で築造いたしました構造の貯留槽に  
するという方向で検討を行つていろいろところでござ  
ります。

また、ソフトの管理の方法でございますが、家  
畜排せつ物の管理の方法に関する基準といたしま

例えば、堆肥舎の場合でもそうでありますけれども、コンクリート地下の方をやつていただく、側面もそうでありますし、屋根があればというふうなことになるんだろうと思います。これまでよく言われてきましたのは、建築基準法でありますとか、セブンチなればとかといろいろ言われてきたわけでありますけれども、今回の堆肥舎その他については、いわゆる基準法とか何かの言う厳密なものではなくて、きちんとした要件を満たしているということが基準になるということでよろしいでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 建築基準法の適用との関係につきましては、直ちに適用される、されないということをこのでお答えするのは難しいでござりますけれども、一般論といたしますと、地面と固定された状態で設置されていて、側壁があつて覆いの屋根があるというのは建築基準法上家屋に相当するということで、建築基準法の適用が及びかねないという状況になると思います。

ただ、私どもいたしましては、できるだけ畜産農家の負担にならないような、しかも家畜寄せ物の野積みでありますとか素掘りでありますとかといった不適切な管理の形態にならないようなふうに思つてはいるところでございまして、現時点におきます私どもの考え方につきましては、

そういった考え方であるということと御理解をいただければというふうに思っております。  
○郡司彰君 説明としては理解をしましたけれども、なかなか納得できないというようなところがあるのであります。

実は、この前提となりますそれぞれの農家の状況でありますけれども、例えば大臣よく御存じの北海道なんかはこれまででも負債の問題をどうするんだということが随分言われてきて、なかなか問題うような効果といいますか、数字的にはやつている農家が減少したりいろんなことでもって一戸当たりとか全体の負債の額が減ってきてるようになっているんですけども、かなりまだ深刻だというふうな思いをそれぞれの農家の方が持っているわけであります。負債対策が前提としてきちんと取り組まれている、それが前進されてきてるということにならないと、わかっているだけれどもなかなかできないんだと、そのようなことになつてくるわけであります。

現在のこの負債対策についてはどのように取り組んで、どのような状況でしょうか。

農家があることも事実でござります。これらの経営の皆様に対しましては、従来から、御承知のとおり、償還期限の延長でございますとか、据置期間の延長でありますとか、中間据置期間の設定など各種制度資金の貸し付け条件の改善であるとか、それから自作農維持資金によります再建整備資金、償還円滑化資金の融通などを行ってきております。

によって整備するということで計算してみますと、このコストはただいま御説明いたしました試算の三分の一程度になるのではないかというふうに見ておるところでございます。

答弁の方は多分違うんだと、フリーストール方式で飼っているところで実際にやったところが七千万から八千万くらいかかるつていいんです。それで、北海道開発庁の補助事業としてそれをやっているわけですけれども、方式が違いますから概に言えませんけれども、なかなか七百万で上がるのかなというふうな思いを皆さんに抱いておりまして、相当程度のものになつてくる。

それから、先ほど言いましたように、これはそぞれの農協の方でもつて農家の経営の数字をもとにしているんなランクをつくつておりますけれども、北海道の場合ですとAランクと言われるのは大体四四%、Bが四七、C、Dはそれぞれ五、四というふうに少ないのでありますけれども、大体Aでもきついだらうというふうに一般的に言われているわけです。

そこで、皆さん方が言うのは、例えば乳用牛ですと乳価でもつて一年間どれだけの収入があるんだということになると、私が行ったところなんかは夫婦と息子さん、それからパートの人なんかを

使つていまされたけれども、三人の家族の年収でいいますと六百万をちょっと切るぐらい、そういうふうな年収になつてゐるわけです。要するに、乳価で返せるのかというような議論が相当出ておりまして、本当にこのよくな形でもつてやっていくということには自信が持てない、そういう議論が多いわけです。

食料生産に寄与する、国内の農業総体の問題から道のところというのは公共事業というような側面をより高くというよりも、公共事業と国営のものとして考えただかなければ、なかなか一方でいくというようなお考えはございませんでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 公共事業として考えるかどうかということをお答えする前に、私ども、今回、法律を提案していることともかかわるわけでございますけれども、今後、畜産経営が地域の中で安定的に発展していくためには、まさにこの家畜排せつ物の問題につきまして適切に対応いたしまして、畜産環境の保全でありますとか資源の有効利用の確保の観点からこの環境問題につきまして適切に対処をいたしまして、堆肥として農地に還元することを基本としてその利用の促進を図っていくことが必要だらうと思っております。確かになかなか難しい点ではございますけれども、少しでも資源化をして有価資源として利用できることの形での活用がまず必要であろうというふうに思つてゐるところでございます。

加えまして、できるだけ低コストで家畜ふん尿の処理を行ふ、これも大事な点であるというふうに思つております。先生御指摘の数千万円かかるたということにつきましても、これも堆肥舎だけをつくつてはいるのか、それとも浄化槽もつくつてはいるのかといった施設整備の内容とかかわりを



役または五十万円以下の罰金になっているといったような例などを参考にして、この罰金の額を定めさせていただいているところでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、適用に当たりましては十分に畜産農家の方々の御理解も得た上で実行していく必要があるというふうに私どもも考えているところでございます。家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設の整備に係ります期間などを勘案いたしまして、管理基準の適用につきましては畜産経営に過度の負担を課することとならないよう、先ほど御説明いたしました管理基準に定めます各事項ごとに、これはハードの基準とソフトの管理運営基準と両方あるわけござりますけれども、ハードの基準とソフトの基準ごとに一定の経過期間を設けるという方向で検討していきたいというふうに考へておるところでございます。

つきましては畜産経営に過度の負担を課することとならないよう、先ほど御説明いたしました管理基準に定めます各事項ごとに、これはハードの基準とソフトの管理運営基準と両方あるわけござりますけれども、ハードの基準とソフトの基準ごとに一定の経過期間を設けるという方向で検討していきたいというふうに考へておるところでございます。

以上でございます。

○都司彰君 できるだけというような猶予期間の話がありましたけれども、例えば五年とかいうようなことを頭に置いてよろしいでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) ハードの基準につきま

しては、例えば五年というようなことで考へていきたいというふうに思っているところでございます。

○風間禪君 公明党の風間ですけれども、まず持続性の高い農業生産方式のことについて伺います。

都道府県が策定する導入指針において、私は、化学肥料や化学農薬の削減目標は数値的目標を出すべきだというふうに思っています。特に、窒素については今土壤中に極めて多く存続しているといふ過多の状況が続いているということなものですから、削減の数値目標まで定めることが私は望ましいと思うんです。

これは土の中には含まれてくる水の種類は、もち

ろん生活排水やいろんなことがあるかもしれませんけれども、むしろそちらの方が大きい問題かも知れないけれども、農業に関していえば農水省がきちっとある程度ここまで出さないようによく思はれることは指導していく必要があるのじゃないかと思われます。されども、地域差のある、あるいは種別によって使う量も違う、さまざまあるとしても最低基準の削減値を目標値として掲げるべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 先生からお話をございましたとおり、肥料の中での成分で窒素が非常に多くというお話をつきましては、農業をそれぞれ私ども関心を抱いている成分であることは間違いないと思います。ただ、御提示ございました窒素について削減目標を具体的な数値でつくってはどうかというお話をつきましては、農業をそれぞれ営んでおられますところの気象条件、土壤条件、これは先生もおっしゃったわけですが、同じ作地域によって大変区々さまざまございます。

私ども調べてみたわけございますが、同じ作物でございましても、例えば水稻のコシヒカリの場合でございますが、栽培に必要となります肥料の施用量は各県で一応の標準的なものがございますけれども、最高十アール当たり窒素ベースで七キログラムと定めている県から三キログラム程度

といふことで、二倍以上の開きがございましたりして、都道府県で相当違うなという感じを持っております。

それと、仮に今度は片方で技術を導入するといいますか、そういうことをしていって低減の程度等々を示すにしても、地域ごとの異なった数値を書くといった場合に、農地に投入される肥料由来の窒素が具体的に削減目標として数値で定められるかということございまして、そこはなかなか難しい面があろうかと思っております。

さらにお話をございましたので、仮に地域ごとに目標を定めるとした場合でも、適正な施肥をもう現に行つておられる方がおられまして、片方は率直に申し上げますとかなり入れ過ぎているという方がおられた場合に、どうやって具体的な全体の

目標を決めるかということで、決め方によっては逆に不公平になることになる、公平性の観点から合理性を欠くことになるのじゃないか等々ございませんのであります。これで考えておりますのがおよそ三十億程度ございましたものをお除しまして新たに対応するということであつたものを除しまして新たに対応するということではあります。これらにつきまして、本年度から共同利用すべき技術の形ということで農業生産方式を御提案させていただいているということございます。

○風間禪君 ですから、基本的には化学肥料や化学生農業を削減するという方向で持続性のより高い生産方式という法案を出してきたわけであります。今おっしゃったように現実に削減をやっていらっしゃる方もいる。これは都道府県の単独事業としても先進的な事例が出てくることになるんだと私は思うんです。うちでここまで削減してこれだけ生産性の高い、しかも安全性の高いものをつくっているんですよということが出てくると思うんです。

であれば、要するに最低ミニマムの削減目標値ぐらいをきちつと出しておけば、逆に言うと張り合いが出てくるという部分も一方では利点としてはある、一方では差別になるという今の公平性を欠くというお話をだけれども。

そうなると、単独事業としていいものをつくりたい、より生産性を上げつくりたいということになると、今度はそういうところに、今までやっていたらっしゃるけれども、補助金というかいろんな支援事業をこれからやらなきゃならないということになりますから、交付金や補助金の対象事業としてそういう先進的にいい農法でやっていくことこのことの地域あるいは府県にどのくらいの予算措置をしていくのかということが、またそもそも張り合になるというところなのですから、

○政府委員(樋口久俊君) これも条文を使わせてもらつて恐縮でございますが、私どもが提案しております法案の第二条に、「この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に云々と書いてございまして、「合理的な農業の生産方式」ということを書いてござります。

したがいまして、導入当初は、先生おっしゃいましたように、今までやつていなかつたことをやるわけでござりますし、新たな機械を入れたといふことで収量が不安定になる等々からかなり御負担がかかるんじやないかと思いますが、きちっと安定的にこれが普及していきますと、本来はこういうことははある意味では対応しなきやいかぬ技術の部分もあるわけござりますから、ここで書いてござりますのを導入すれば、当然のこととし

て常にコストが高くなるというふうには考えていられないわけでござります。

○風間禎君 今お話をありましたように、導入に当たって最初は物すごくコストがかかるわけですから、生産者の方がその導入にちゅうよくするとは当然考えられるというふうに思ふんです。そうすると、税制や金融面での優遇支援をどうやっていくかということが、殊に農業機械の範囲といいましょうか、種類によって相当高いのは高いわけでありますから、そこの部分について、その導入計画を実施するのに必要な機械類の範囲といふのは具体的にどんなふうにして決まっていくのかというのが一点。

それから、一方で生産性を高めてコストを下げ

る機械を導入することで、持続性の高い農業生産方式を導入するには非常に側面的に役に立つわけですけれども、そうすると、今回導入する支援措置の対象にどういう機械があるのかということを教えてもらいたいと思ふいます。

○政府委員(樋口久俊君) 導入する技術に三つござりますので、それぞれについて一つずつ事例を御紹介いたしますと、土壤の性質を改善するため

にマニユアスプレッダーということで、いわばそういう有機質のものを供給する機械でござります。それから、肥料の使用を低減するために側面施肥とということで、そういう機能を備えた田植え機でございます。それから、化学農薬の使用を低減するということで、中耕を念頭に置いた除草機、こういう機械を導入することを考えておりまして、なかなか難しいのですが、機械の性能が高いということではございませんけれども、一定のレベルは要求されるわけでございまして、幅があるわけでございますが、私どもの推定では、安いものは数十万から高いもので数百万程度のものかと考えておるわけでござります。

これらはもちろん改良資金の対象になるわけでございますが、先ほどお話をしました機械のうち、取得価格が一百八十万円、これは租特法の施行令によって規定があるわけでございまして、二

百八十万円以上の場合には税金の特例措置が講ぜられるということにならうかと思います。

○風間禎君 今回の法案は専ら生産段階に限って減農薬の目標を打ち出すものでありますけれども、流通の段階では単に減化学農薬とか減化肥といったもので、独自の農薬使用基準があるわけです。したがって、同じ産地でつくられたものが、ある県では減農薬野菜、ある県ではそのままの普通の野菜として売られているという現象も起こっているわけです、現実には。

当然そうなんですが、だからそうなりますと、野菜の種目に応じたというふうにした方がいいのか、あるいはつくる際に農薬がどのくらい使われたということにした方がいいのか、いろいろな考え方があるにしても、いずれにしても統一的な薬品というか化学合成資材の基準というものが

僕はやっぱり必要ではないかと思うんですね。

○国務大臣(中川昭一君) 先生の御指摘はよくわ

かります。全国一律の基準ということに関してでござりますけれども、先生御指摘のように、どつちがいい悪いは別にして、同じものでも東京で食

べるものと我々の地元で食べるものとつくり方の条件が若干違う。これは南北に長い、狭い国土であっても自然条件が違いますし、極端に言えば、道路一本挟んで地力、気候条件も違うわけでござりますから、そういうものを一律的にやるということはなかなか消費者にとっても意味が違つてくるのであるうというふうに思います。

しかし、やはりこれは地域の多様性というものを配慮いたしまして、それぞれの実情に応じた

という認識に立つております。

農林省といたしまして、農林省といたしまして、

百八十万円以上の場合には税金の特例措置が講ぜられるということにならうかと思います。

○風間禎君 今回の法案は専ら生産段階に限って減農薬の目標を打ち出すものでありますけれども、流通の段階では単に減化学農薬とか減化肥といったもので、独自の農薬使用基準があるわけです。したがって、同じ産地でつくられたものが、ある県では減農薬野菜、ある県ではそのままの普通の野菜として売られているという現象も起こっているわけです、現実には。

当然そうなんですが、だからそうなりますと、

野菜の種目に応じたというふうにした方がいいのか、あるいはつくる際に農薬がどのくらい使われたということにした方がいいのか、いろいろな考え方があるにしても、いずれにしても統一的な薬品というか化学合成資材の基準というものが僕はやっぱり必要ではないかと思うんですね。

これは、これから法案の話をすることは失礼かもしませんけれども、例えば国会に御提出申し上げておりますいわゆるJAS法なんかとも絡んでくる議論だと思いますが、生産者、消費者両方が正しい認識と情報、そして効果が上がるようになります。

また先生の御趣旨も私自身も理解できる部分もござりますので、今後も引き続き我々としても実態に即するよう努力、検討してまいりたいと考えております。

○委員長(野間禎君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(野間禎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部

を改正する法律案及び畜産排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○風間禎君 持続性の高い農業生産方式の導入促進法案について、残っている分を少しやらせていただきます。

いわゆる無農薬農法については、非常に科学的根拠があいまいで、ある意味では玉石混交の感があるわけでありますけれども、今回の法案で言うところのより好ましい農法に関して、無農薬農法についての検証をどのようにされているのか。き

て該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数のおおむね五割以下と、こういうようなガイドラインがあるわけでございます。

要は、生産者にとって、先ほど先生からも御質問がありました、少なくとも初期にはコストもあるいは労力というか精神的な意味も含めたエネルギーもかかるわけでございます。また消費者にとっても、もともと三回だったものが一回になるのか、六回であったものが三回になるのかで幾らかでも違うと思います。

これは、これから法案の話をすることは失礼かもしませんけれども、例えば国会に御提出申し上げておりますいわゆるJAS法なんかとも絡んでくる議論だと思いますが、生産者、消費者両方が正しい認識と情報、そして効果が上がるようになります。

また先生の御趣旨も私自身も理解できる部分もござりますので、今後も引き続き我々としても実態に即するよう努力、検討してまいりたいと考えております。

○委員長(野間禎君) 二つございました。

一つは無農薬栽培、これは、一言で申しますけれども、なかなか条件が、言い方によつては全く違つた話になるかもしれません、全く農薬を使わないことを証明する、これは非常に難しいことではなかろうかと思います。特に、我が国のようにかなり圃場なり経営がそれぞれ近接をして行われているということがありますと、これはもうほとんどの不可能に近いということではなかろうかと思います。ただ、どうしてもということで、かなり閉鎖系といいますか、相当限定された条件のもとでやるということでなければいけないのでないかなという気がいたしております。

ただ、無農薬栽培そのものが仮に存在した、あつたと証明された場合には、これは私どもとして

ては持続性の高い農業生産方式の一つとして扱える可能性はあるんじゃないかなというふうには考

えておられます。位置づけについてはそのように考

えておるわけでございます。

それから、例えばそういうたぐいのといいます

か、そのような農業なり肥料を減らしていくといふよなやり方の栽培、これはいわば千差万別でございまして、從来から生産者がいろんな工夫をして取り組んで範囲を拡大してきておられるわけでございまして、農林水産省としてはそのような取り組みに、補助事業の対象にするとか金融措置で支援を行ってきているわけでございます。

具体的に挙げてみると、例えば堆肥の供給の施設でございますとか、土壤診断を行うことでの施設でございますとか、それへの助成とか、あるいは農業改良資金の貸し付けとか、あるいは表示についての指導等々を行ってきてるわけでございます。

今回、御提案申し上げております法律に基づきましてきちっとした手続を踏んで確認をされたものについては、当然、法律に定めてございます金融・税制上の支援は行われるわけでございます。これに関連して予算措置を充実させておりますので、これらを活用していただき、例えば農業を減らすような農産物の生産ということについては役立てていただきたいと思ってるところでございます。

○風間禪君 何か非常に一般論的な話になつてゐるだけれども、本当に一〇〇%ピュアな無農薬

というのはあり得ない、日本の気候条件、風土的

な環境条件からいきますと、しかし、減農薬につ

いては、ある程度検証されればということです

が、その検証すら僕はできないんじゃないかな

と思っているんです。これは民間の自主性に任せ

てやっている部分もあるわけでありましょ

うら、それは難しいと思うんです。だけれども、そ

れはそれなりに、農水省のいろんな附属機関とい

うか、特殊法人も含めて機関があるわけですか

ら、そこでインビトロでも検証しておく必要があ

るんじゃないかな。そういうことに關しては、規

模が小さくても例えれば補助事業をきちっとやつ

いくというふうに具体個別のであるかもしけな

いけれども、そういうところを奨励してやること

が、私はもっと、より生産性を高めていく農法が

普及していくのに寄与するんじやないかと思うんです。

ただ、消費者、つまり最終的に消費をされる方との間に、だれがそれを保証するかという、確認をすることの責任といいますか、その技術について相当きちんとした整理がされなければ、これについては消費者の方もなかなか受け手としての自信といいますかそういうものがないでしようし、

生産者の方もそれについてきちんととした流通のパ

イナといいますか、マーケットができるいくとい

うことについてなかなかエネルギーがわかないとい

う面もあるうかと思います。

したがって、そういう一定の条件のもとにつく

られたものについては、だれがどういう責任で、

どういう形で保証するか、これを整理しないと難

しいかなという感じもいたしております。

○風間禪君 わかりました。

次に、肥料取締法の一部改正案について伺いま

す。

今回、普通肥料に分類される汚泥肥料や汚泥堆

肥は、非常に均質性というか均一性の確保という

のは困難だと思うんですね。したがって、その有

効成分についても、有害成分についても、商品と

いうか製品がさまざまな工程を経てつくられてい

く、その生産サイクルごとに検査をするチェック

体制というのは本当は必要じゃないかと私は思う

んですが、ここはどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危

ないといいますが、重金属等の有害と考えられる

成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもと

しては単にチェックをするだけじゃなくて、いろ

んな形で知見を深めるといいますか、自分たちの

業務の中でそういう試料をふやしていくとい

うことは必要ではないかと思っております。

そのため、具体的にみずから栽培をやるかど

うかというのは今のところまだ決めていないわけ

でございますが、さまざまな情報を前提にしながら

見つかったというようなときに別の成分を加え

るなどのためにそういう作業は続けていかなければ

ならないと思っております。

○風間禪君 今度は保証票について伺いますけれ

ども、保証票は登録期間で三年ごとに更新されて

しているかどうかということを確認するという手順が一つでございます。それからもう一つは、植物に対する影響を見ないといけませんので、栽培試験を行つてということで、大別して二つのチェックを行うということになり、そのようなやり方で品質の保全を図るということだろうと思っておりま

す。

○風間禪君 これは、僕は、ある特殊な作物だけでもいいからきちっと生産の一つ一つのサイクルごとにやっておく必要があるんじゃないかな。先ほども大臣がおっしゃったように、これからJA-S法の一部改正で遺伝子組みかえ食品あるいはオーガニック食品、さまざまなことが今度入り込んでくる。そうなると、一方では消費者はそれに對する安全性を、国としてどうやっているのかということの情報を求めているわけで、しかし一方では、余りぎりぎりやり過ぎると今度は逆に不安を消費者に与えるということがあるものだから、何か一つでもいいからピックアップしてやるべきではないかと思うんですけども、その生産サイクルごとに、そこをもう一步突っ込んで、どうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危

ないといいますが、重金属等の有害と考えられる

成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもと

しては単にチェックをするだけじゃなくて、いろ

んな形で知見を深めるといいますか、自分たちの

業務の中でそういう試料をふやしていくとい

うことは必要ではないかと思っております。

このメルクマールといいますか、おおむね二つ

ほどでございますが、一つは原料とか生産方法が

かなり固定化をしているかどうかということござ

ります。それから、原料とか生産方法が

使われる成分、その形態から見て肥料の有効性、肥効ですね。それから安全性、そういう両面から見て予測し得ないような問題の生ずるおそれ

が少ないもの、こういうものは、先ほどお話をございましたように、相当きちっとした管理といいま

すから生産が行われるだろうということです。

そういうことを考えておるわけでございます。

そういう考え方のとおりで、汚泥肥料等に翻つて

みますと、産業活動や生活活動から出てまいりま

す廃棄物を原料、いたしておりまして、希金属等の有害成分を許容限度以上に含有する等々のおそ

れが強いということで今回考えておりまして、六

年とするのは適当でないということを三年という

ことで予定をいたしております。

○風間禪君 今度は保証票について伺いますけれ

ども、保証票は登録期間で三年ごとに更新されて

いくが、しかしながら登録期間が今度六年に延長される

ものもあるというふうになっていますね。どうし

てどんな基準で延長を認めたのか、三から六と倍

に、それが一点。当然、規制緩和の観点からは六

年に延長されるものの範囲をふやすことも必要だ

けれども、事汚泥肥料や汚泥堆肥については有害

物質を含んでいる可能性があるから、これは安易

に登録期間を延長すべきではないと私は思つてお

ります。それは三年ごとというふうになつてている

けれども、極端な話、むしろもうちょっと詰めて

ちょっと短縮してもいいのではないかと思つて

いるんです。

○風間禪君 わかりました。

次に、肥料取締法の一部改正案について伺いま

す。

今回、普通肥料に分類される汚泥肥料や汚泥堆

肥は、非常に均質性というか均一性の確保という

のは困難だと思うんですね。したがって、その有

効成分についても、有害成分についても、商品と

いうか製品がさまざまな工程を経てつくられてい

く、その生産サイクルごとに検査をするチェック

体制というのは本当は必要じゃないかと私は思う

んですが、ここはどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危

ないといいますが、重金属等の有害と考えられる

成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもと

しては単にチェックをするだけじゃなくて、いろ

んな形で知見を深めるといいますか、自分たちの

業務の中でそういう試料をふやしていくとい

うことは必要ではないかと思っております。

このメルクマールといいますか、おおむね二つ

ほどでございますが、一つは原料とか生産方法が

かなり固定化をしているかどうかということござ

ります。それから、原料とか生産方法が

使われる成分、その形態から見て肥料の有効性、肥効ですね。それから安全性、そういう両面

から見て予測し得ないような問題の生ずるおそれ

が少ないもの、こういうものは、先ほどお話をござ

いましたように、相当きちっとした管理といいま

すから生産が行われるだろうということです。

そういうことを考えておるわけでございます。

そういう考え方のとおりで、汚泥肥料等に翻つて

みますと、産業活動や生活活動から出てまいりま

す廃棄物を原料、いたしておりまして、希金属等の有害成分を許容限度以上に含有する等々のおそ

れが強いということで今回考えておりまして、六

年とするのは適當でないということを三年という

ことで予定をいたしております。

○風間禪君 今度は保証票について伺いますけれ

ども、保証票は登録期間で三年ごとに更新されて

いくが、しかしながら登録期間が今度六年に延長される

ものもあるというふうになっていますね。どうし

てどんな基準で延長を認めたのか、三から六と倍

に、それが一点。当然、規制緩和の観点からは六

年に延長されるものの範囲をふやすことも必要だ

けれども、事汚泥肥料や汚泥堆肥については有害

物質を含んでいる可能性があるから、これは安易

に登録期間を延長すべきではないと私は思つてお

ります。それは三年ごとというふうになつてている

けれども、極端な話、むしろもうちょっと詰めて

ちょっと短縮してもいいのではないかと思つて

いるんです。

○風間禪君 わかりました。

次に、肥料取締法の一部改正案について伺いま

す。

今回、普通肥料に分類される汚泥肥料や汚泥堆

肥は、非常に均質性というか均一性の確保という

のは困難だと思うんですね。したがって、その有

効成分についても、有害成分についても、商品と

いうか製品がさまざまな工程を経てつくられてい

く、その生産サイクルごとに検査をするチェック

体制というのは本当は必要じゃないかと私は思う

んですが、ここはどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危

ないといいますが、重金属等の有害と考えられる

成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもと

しては単にチェックをするだけじゃなくて、いろ

んな形で知見を深めるといいますか、自分たちの

業務の中でそういう試料をふやしていくとい

うことは必要ではないかと思っております。

このメルクマールといいますか、おおむね二つ

ほどでございますが、一つは原料とか生産方法が

かなり固定化をしているかどうかということござ

ります。それから、原料とか生産方法が

使われる成分、その形態から見て肥料の有効性、肥効ですね。それから安全性、そういう両面

から見て予測し得ないような問題の生ずるおそれ

が少ないもの、こういうものは、先ほどお話をござ

いましたように、相当きちっとした管理といいま

すから生産が行われるだろうということです。

そういうことを考えておるわけでございます。

そういう考え方のとおりで、汚泥肥料等に翻つて

みますと、産業活動や生活活動から出てまいりま

す廃棄物を原料、いたしておりまして、希金属等の有害成分を許容限度以上に含有する等々のおそ

れが強いということで今回考えておりまして、六

年とするのは適當でないということを三年という

ことで予定をいたしております。

○風間禪君 今度は保証票について伺いますけれ

ども、保証票は登録期間で三年ごとに更新されて

いくが、しかしながら登録期間が今度六年に延長される

ものもあるというふうになっていますね。どうし

てどんな基準で延長を認めたのか、三から六と倍

に、それが一点。当然、規制緩和の観点からは六

年に延長されるものの範囲をふやすことも必要だ

けれども、事汚泥肥料や汚泥堆肥については有害

物質を含んでいる可能性があるから、これは安易

に登録期間を延長すべきではないと私は思つてお

ります。それは三年ごとというふうになつてている

けれども、極端な話、むしろもうちょっと詰めて

ちょっと短縮してもいいのではないかと思つて

いるんです。

○風間禪君 わかりました。

次に、肥料取締法の一部改正案について伺いま

す。

今回、普通肥料に分類される汚泥肥料や汚泥堆

肥は、非常に均質性というか均一性の確保という

のは困難だと思うんですね。したがって、その有

効成分についても、有害成分についても、商品と

いうか製品がさまざまな工程を経てつくられてい

く、その生産サイクルごとに検査をするチェック

体制というのは本当は必要じゃないかと私は思う

んですが、ここはどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危

ないといいますが、重金属等の有害と考えられる

成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもと

しては単にチェックをするだけじゃなくて、いろ

んな形で知見を深めるといいますか、自分たちの

業務の中でそういう試料をふやしていくとい

うことは必要ではないかと思っております。

このメルクマールといいますか、おおむね二つ

ほどでございますが、一つは原料とか生産方法が

かなり固定化をしているかどうかということござ

ります。それから、原料とか生産方法が

使われる成分、その形態から見て肥料の有効性、肥効ですね。それから安全性、そういう両面

から見て予測し得ないような問題の生ずるおそれ

が少ないもの、こういうものは、先ほどお話をござ

いましたように、相当きちっとした管理といいま

すから生産が行われるだろうということです。

そういうことを考えておるわけでございます。

そういう考え方のとおりで、汚泥肥料等に翻つて

みますと、産業活動や生活活動から出てまいりま

す廃棄物を原料、いたしておりまして、希金属等の有害成分を許容限度以上に含有する等々のおそ

れが強いということで今回考えておりまして、六

年とするのは適當でないということを三年という

ことで予定をいたしております。

○風間禪君 今度は保証票について伺いますけれ

ども、保証票は登録期間で三年ごとに更新されて

いくが、しかしながら登録期間が今度六年に延長される

ものもあるというふうになっていますね。どうし

てどんな基準で延長を認めたのか、三から六と倍

に、それが一点。当然、規制緩和の観点からは六

年に延長されるものの範囲をふやすことも必要だ

けれども、事汚泥肥料や汚泥堆肥については有害

物質を含んでいる可能性がある

○風間禪君 だから、極端な言い方をすると三年でいいのかということも踏まえて突っ込んで聞いているんです。

○政府委員(樋口久俊君) 現在のところ、一応三年にするということで考えております。

なお、先ほどもございましたように、途中で別途の意見が得られてそれはもう危ないということになりましたら、その流通を停止するとか取り消しするとか、当然そういう別途の措置が法律上用意されておりますから、それは適切に対応していきたいと考えております。

○風間禪君 そうしますと、もしこの法案が通りますと、公定規格でそして登録してそれを要するに調べるところ、いわゆる肥飼料検査所というんでしようか、その役割というのは極めて重要なポイントになってくると。

そういうことでいえば、きのう質問通告で教えてもらった、たしかに全国に六カ所しかない、しかも百四十名、多いところ少ないところあるにしても、検査所の増員を過去十年から現在までは間きましたが、現在の百四十数名で今後対応し切れのかという問題が起こってくるんじゃないかなと思つていますけれども、増員についての目標設定を含めて、そこが一点。

それから、登録更新が一定の期間に集中しちゃいますとまたそこで大変な検査量と費用もかかってしまうということで、振り分けなどの措置、ここについてお考えがあれば伺いたい。

○政府委員(樋口久俊君) お話をございましたように、私ども、今度、肥料取締法に基づきまして改正後は全国六カ所に設置されております肥飼料検査所で対応していくことになるわけでございまして、大変重要な任務を担うということになります。

ただ、どういう形で今回の業務が影響てくるかということございますが、現在新たに普通肥料として登録をされるだとうと見通しておりますのが千七百銘柄程度ではないかと見ておるわけ

ございます。これが一挙にされると、先生からお話をございましたように、まさに受け入れ側でパン

話をしてしまうということもござりますので、事

前にいろんな振り分けをするとか、それから相手方とよく相談をするとかいうことをやりまして、

登録申請が一時期に集中しないよう事前に十分調整を行ふ。当然、私どもはそれなりの情報は持っておりますので、全くやみから何かが出てく

るみたいな話ではございませんので、よく調整をしていきたい。

かつ、それは一定の時期だけございまして、その後また通常業務に移っていくわけでございま

すので、むしろふやしますとかえってそこだけそ

のレベルでまた動いていくという不都合もありま

すので、むしろその部分は私どもの組織の内部で逆に業務調整などをして、例えば本省からその期

間は助っ人を出すというとあれですが、受付・審

査業務等について支援体制を充実するということ

で、その期間はしのいでいくといいますか対応し

ていくということにしたいと思います。

それから、先ほどもお話を申し上げましたが、

登録だけではございませんで、当然その後のウ

オッチといいますか、が必要になるわけござい

ます。これにつきましても、これまでもそういう考

え方でやってきておりますが、被検査者といい

ますか、対象になります検査を受けられる業者の

方の負担の軽減とか、検査ができるだけ効率的にやるということで、形式的、一律にやるんじゃな

くて、これまでの立入検査の成績等を私どもは承

知をいたしておりますので、その辺で検査の重点

を含めて、そこが一点。

#### ○風間禪君 わかりました。

次に、家畜排せつ物の管理適正化利用促進法案についてです。

家畜のふん、堆肥については実際にはかなりそ

の切り返しに設備を投入しなきゃならないという

ことで、三ヵ月以上数回の切り返しを伴う堆積を行つことが望ましいとされているけれども、現実にはこれはなかなか難しい部分も場所によっては

あると。規模によってはこの切り返し設備にかな

りの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこに

ついての金融支援をどうするのか。具体的な小さ

いことはあるかもしれないけれども、農業者に

とっては大変大事な問題だと思うので、そこを一

つの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこに

ついての金融支援をどうするのか。具体的な小さ

いことではあるかもしれないけれども、農業者に

とっては大変大事な問題だと思うので、そこを一

つの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこに

ついての金融支援をどうするのか。具体的な小さ

いことではあるかもしれないけれども、農業者に

とっては大変大事な問題だと思うので、そこを一

つの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこに

ついての金融支援をどうするのか。具体的な小さ

いことではあるかもしれないけれども、農業者に

とっては大変大事な問題だと思うので、そこを一

つの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこに

ついての金融支援をどうするのか。具体的な小さ

たものを二十年以内に延長する。それから、貸付

限度額につきましては、個人につきましては三億円から四億円にそれぞれ引き上げるという点。それから第三番目に、融資対象につきまして、機械、施設の

取得などに加えてリース料金などの一括払いの賃

借料などにつきまして融資対象にするといった点

など貸付け条件の拡充を図っているところでござ

ります。

それから、堆肥センターの問題でござりますけ

れども、御指摘のとおり、優良な堆肥をつくり、

しかもその利用を一層推進していくためには、共

同堆肥化施設につきまして、地域における家畜排

せつ物の集中的・効率的処理や堆肥の品質向上に

よる流通、利用の促進を図る上で共同利用の堆肥

センターが極めて重要な役割を果たすというふう

に考えておるところでござります。このため、從

来から補助事業などによりまして地方自治体、農

協などが設置する共同堆肥化施設の整備を推進し

ているところでござります。

これにあわせまして、堆肥の広域流通の促進を

図る観点から、堆肥センターにおきまして堆肥の成

分分析でありますとか、それから耕種農家に対する

堆肥の散布を進めるために堆肥センターにマ

ニュアスプレッダーのようものを整備するよう

な事業でありますとか、さらには堆肥センターと

耕種農家の堆肥に対する需要動向について、言つてみればいわば堆肥需給マップのようものをつくるとか、それから堆肥の投入効果の実証展示などを行つとかといった事業を新たに実施することにしておるところでござります。

今後とも、こうした施策の円滑な実施によりまして共同堆肥化施設の整備の促進を図つてしまつたないと考えておるところでござります。

○風間禪君 個人を一億から一億二千万に上げた

と胸を張つて言える話じやなくて、そんな一億も借りる人は一個人でいるわけはないんです。せいぜい借りたって二千万ぐらいなんだから、具体的にもうちょっと個人個人だつたらどこまでお貸し

できるのか、あるいは相手側の状況も見定めなきやならないけれども、そういう話をしてもういたがつたんだけれども、まあいいや、時間がないから。

大臣、農業における土づくりの必要性を再認識しなければならないという観点で僕はこの三法案があると思ってるんです。現在の農業というのは生産最重要視の中である意味では対症療法的な法案なのかなと思うので、意見をちょっと聞かせていただきたいんです。

僕は、土を休めるという観点で一ヶ月とか一ヶ月半ぐらい必要じゃないかと思っているんです。ヨーロッパのように一年とか八ヶ月とか休めることはできても、日本はそういうことをできないから、その視点を大臣が持っているのかどうかといふことが一つ。

それからもう一つは、環境に優しい農業実践ということですけれども、消費者に対する啓蒙を、それはやっていらっしゃるんだけれども、むしろ僕は二十一世紀の中盤を考えるならば、今的小学校高学年あるいは中学生ぐらいの、要するに次の時代を背負う人たちに日本型食生活のあり方を含めてきちんと学校教育の中で持つていてけるようなことを闇議なんかでも文部大臣に思い切って言つてもらいたいと思うんです。

その二点を伺つて、終わります。

○國務大臣(中川昭一君) 土を大事にする、

つまり維持する、そしてまた地力を増進する、そして

そのためには、その反対が、荒らすことによつて、特に表土ですけれども、土をなくしていく、このなくしていった例というのは世界じゅうにいろいろあるわけございまして、我が国の狭い国土、またある意味で厳しい自然条件の中でも多くの人間に對しての食料供給、そういう観点からも土を休めるということに関しては私も非常に強い関心を持っておるところであります。

そういう意味で、今回は持続型の地力増進みた

いな法案を御審議いただいておりますけれども、先生御指摘の土を休めるということに関しまして

輪作体系をやつしていく場合に、輪作障害をなくすため、一年間一定の農地を休耕させるということに私自身も強い関心を今まで持つておりまして、一年間自分の持つている畠の何分の一かを綠肥だけを育ててそして後でさしこんでいく、それによつて地力を増進させる。

したがつて、農業生産物としては収入が上がり

ないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的には

プラスだという観点から、しかしその減収を何と

しても補てんすることが農家の意欲に結びついて

いくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、今回の法案の審議過程を通じまして、さらに土というものの大切さ、そしてまた一度失われたらそれを取り戻すことは不可能でござりますので、守り育てるためのいろいろな手法と

いうものをこれからも生産者だけではなくて、我々も大いに技術的な面も含めて頑張つていかな

ければならないというふうに思つております。

その二点を伺つて、終わります。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思ふんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えている、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかったわけですが、去年の調査で、日本農業新聞に発表されていたんですけども、処理施設の建設費や経費などのコストについての農水省試算と

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ですから、今の畜産農家にこの負担で処理施設

を建設できるとお考えですか。

○政府委員(本田浩次君) 先ほど郡司先生の御質問にもお答えしたわけですが、それともお答えした試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農の場合には、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについての農水省試算と

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農

の場合は、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円

程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについてのコストと

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農

の場合は、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円

程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについてのコストと

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農

の場合は、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円

程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについてのコストと

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農

の場合は、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円

程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについてのコストと

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

いはかかるという試算が出されていました。大体

私たちは、幅があると思うんですけども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低か

るというお話だったわけです。優良事例をもとに

した試算ということですけれども、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思うんで

す。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模と

いうことでとらえておりますけれども、まず酪農

の場合は、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円

程度ということです。

それから、肉用牛につきましては繁殖經營と肥育經營で相当規模が違うわけですが、これも平均で飼養頭数二十頭ということです。

したがつて、農業生産物としては収入が上がらないわけですが、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何としても補てんすることが農家の意欲に結びついていくだらうということです。農林省としましても平成七年から、綠肥といいましょうか、そういう作物で一年間つくつて土に戻すということで、土を休ませるということに対しましては「反歩」たりますけれども、このふうに思つております。

○風間綱君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

農業と環境の問題については、生産者の中でも私たち国民の間でも非常に関心が高まっていると思うんです。だから、総理府が行つた世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると答えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思うんです。一方では、今問題になつていています家畜の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとって一日も早くこれは解決しなければならない問題だと私たちも考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところですけれども、

今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この

法案の内容を知つて、今でも大きな負債を抱えて

いる、環境対策はやりたいけれどもこれ以上の投

資はできない、だから政府は離農しないと言つてはいるようないふうに思つております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかった

わけですが、去年の調査で、日本農業新聞

に発表されていたんですけども、処理施設の建

設費や経費などのコストについてのコストと

いうのが記事で載つていたと思うんです。そこで

は、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐら

営一戸当たりの負債額が平成九年末で一千四百六十万一千円と年度当初に比べて四・一%減少しているという状況でございます。一方、一戸当たりの資産額は六千三百六万一千円ということで、負債額に比べて大幅に上回っている、それから年度当初に比べまして資産額は二・三%の増加になっている、こういう状況にござります。

一方、私ども、この畜産環境問題の解決というのは当面の最重要課題だというふうに認識しておるわけでございまして、個々の畜産農家の素掘りでありますとか野積みの解消のための施設整備を図るいわゆる補助つきリース事業というものを用意させていただきまして、これは二分の一の補助つきリース事業でございますけれども、平成十年度当初におきまして予算額で八十一億円の予算措置を講じたわけでございます。

この予算額につきましては、私どもの予想を超えた大変な事業要望が寄せられたところでございました。私ども、現下の緊急の課題であるといふうに一方で認識しているわけでございますけれども、この事業に対する畜産農家の方々の御要望を考慮してみると、堆肥化処理施設の整備に向かた畜産農家の投資意欲が大変強いものと考えているところでございます。

農林水産省といたしましては、従来から家畜排せつ物処理利用のための施設、機械の整備に対する公共・非公事業の実施でありますとか制度資金、それからただいま御説明いたしましたリース事業など各般の施策を講じているところでございます。

また、今回この法律案を提出いたしまして、堆肥化施設などの整備を推進するための金融上なり税制上の新たな支援措置も講ずる、充実することしております。さらに、補助つきリース事業につきましても、畜産農家からの極めて強い要望を踏まえまして、平成十一年度予算におきましては、ただいま御説明いたしました当初の八十一億円に対しまして百五十億円の予算措置を講じているところでございます。

今後、こうしたそれぞれ多くの各般の支援措置を通じて、できるだけ急に施設整備の推進を図つてまいりたいと考えておりますし、また畜産農家の方々の投資意欲も相応に極めて強いものがあるというふうに考えておるところでござります。

**○大沢辰美君** 案文で言われている支援策は農林水産省の立場から金利一・一%の融資と税制上の問題であると考えております。そうした考え方のもとにこの法律を提案させていただいている次第でございます。

援策を融資融資という、利率の問題という内容で、すけれども、融資でなく補助的な制度で抜本的に強化すべきだと思いますが、いかがですか。この辺、大臣、どうですか。

ている、こういう状況にござります。

一方、私ども、この畜産環境問題の解決というものは当面の最重要課題だといふに認識しておるわけでございまして、個々の畜産農家の素振りでありますとか野積みの解消のための施設整備を図るいわゆる補助つきリース事業というものを用意させていただきまして、これは二分の一の補助つきリース事業でございますけれども、平成十年度当初におきまして予算額で八十一億円の予算措置を講じたわけでございます。

この予算額につきましては、私どもの予想を超えた大変な事業要望が寄せられたところでござります。私ども、現下の緊急の課題であるといふうに一方で認識しているわけでござりますけれども、この事業に対する畜産農家の方々の御要望を考慮してみると、堆肥化処理施設の整備に向かふ畜産農家の投資意欲が大変強いものと考えていることでござります。

○大沢辰美君 リース事業についてはちょっと後  
でお尋ねしたいと思うんです。  
今、負債額は改善されているという答弁ですけ  
れども、全国的な負債額の一戸当たりの金額、それ  
から北海道などでは九八年度の統計でも負債總  
額は三千百四十八万円になっているわけです。で  
すから、こういう人たちが本当に数百万円、数千  
万円、ちょっと差がありますけれども、そういう  
投資を行つて本当にやろうとしている人が去年の  
リース事業ではあつたという報告なんですが、金額が  
少なかつたから殺到したという実態があるわけで  
すけれども、やはり圧倒的多数の人たちがまだで  
きていないのであります。  
そういう人たちが本当にやれるという実態にあ  
るのかという不妄を私は抱いているんですけどけれど  
も、こういう結果はこの人たちを離農に追いやる  
ことになるのではないか、そういう心配をしてい  
るわけでけれども、畜産局としてはどういう予

特別措置があるということだけだと思うんです  
が、今まで農業改良資金としてありました、生産  
環境改善に対する融資という形でやられていました  
たけれども、この融資は償還期間は最長十年だった  
たんですけど、これは無利子であったわけですね。  
だから、私は、無利子ということですから農家  
の皆さんからは喜ばれているんだろうと思つた  
たんですねけれども、これは融資を受けていらっしゃる  
方が非常に少ない報告を知ったんですけど、  
ども、昨年度の予算が三億円だったそうですが、  
これに対して実績は三千九百万円にすぎないとい  
う結果であった。私は、不思議に思いまして農家の  
皆さんに聞いてみたんですけど、無利子貸付とい  
っても今は低金利の時代だから魅力はない、こ  
れ以上結局借金はできないという、投資ができるな  
いという意見が出ているわけですから、その  
とおりだと思うんです。

畜産経営、酪農経営は全体としては負債面でもまた総合的な生産環境面でも私は大きく改善をしていると理解をしております。

しかし、先ほどのいわゆるAランク、Bランク合せて九割以上というお話をございましたが、ごく一部、昔に比べればかなり少ない部分でありますけれども、依然として厳しい農家がある。しかも、例えば北海道の道東の根室地方のある町での実態なんかを聞きますと、もう数戸、AさんとBさんとCさんとDさんと数戸であるということを町長さんや組合長さんが全部把握をしておりまして、したがってそれに対してもういう対応をついていいたらいいのかということについても、いろいろと個別的に、町全体の大きな問題というよりも個々の問題として対症療法的にこれから対策をとつていいけるようになってきたというような話をつい最近その町長さんから伺つたところございま

農林水産省といたしましては、従来から家畜排せつ物処理利用のための施設、機械の整備に対する公共・非公事業の実施でありますとか制度資金、それからただいま御説明いたしましたリース事業など各般の施策を講じているところでございります。

また、今回この法律案を提出いたしまして、堆肥化施設などの整備を推進するための金融上なり税制上の新たな支援措置も講ずる、充実することとしております。さらには、補助つきリース事業につきましても、畜産農家からの極めて強い要望を踏まえまして、平成十一年度予算におきましては、ただいま御説明いたしました当初の八十一億円に対しまして百五十億円の予算措置を講じていらるところでございます。

○政府委員(本田浩次君) 農産農家の方々、全般的には経営の状況、負債の状況は大幅に改善している状況にあるということはだいま御説明したとおりでございますが、ただ個別の経営農家の実態を見ますと、確かに多くの負債を抱えてその経営改善に大変苦労されている、苦戦をされているという農家があることは事実でございます。したがいまして、私どもいたしましては、こうした負債対策につきましては、別途、長期低利の資金への借りかえ措置などを講ずることによりまして畜産農家の負債対策にも全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。  
そうした負債対策を一方で講じながら、環境問題にも適切に対応していくことが地域において畜産農家の経営改善につながるのではないかと想定してまいります。

なるんだろうか。無利子の農家の改良資金さえ利用できないほどの非常に大変な経営になつていて、農家があるということをまず認識していただきたいと思うんです。ですから、支援措置を本当に抜本的に改善しなければ、私は、経過措置五年間という答弁がありましたけれども、施設整備はできない、やっぱり残つてくるんじゃないかな、そういう思いがするわけです。罰金の問題も出ていましたけれども、罰金を払えばよいという問題ではないと思うんです。ですから、施設整備の投資ができるない農家は離農に追い込まれるのではないか。もともと畜産せつ物による環境汚染というのは今日まで政府が推し進めてきた規模拡大政策に私は要因があると思いますから、本当に国の責任で施設整備をやるべきじゃないか。ですから、支

〔委員長退席、理事岩永浩美君着席〕  
そういう意味で、いわゆる不足払い制度が発足して以来の三十三年の間に厳しい時代もありましたけれども、今御指摘の北海道に関して申し上げましても全体としてはかなり私は改善をされていき、また前向きの方向性に向かう状況になってきておるというふうに認識をしております。  
ただ、現に負債が三千数百万というお話をありましたが、確かに全国平均あるいは北海道以外に比べれば多いわけですが、一方ではまた資産も多いわけでございまして、そういう中で、先ほど申し上げましたが、そういう地域だからこそ逆に、いわゆる家畜排せつ物対策というのが町全体あるいは地域全体の問題であり、もちろん農家

〔委員長退席、理事岩永浩美君着席〕  
そういう意味で、いわゆる不足払い制度が発足して以来の三十三年の間に厳しい時代もありましたけれども、今御指摘の北海道に関して申し上げましても、全体としてはかなり私は改善をされていき、また前向きの方向性に向かう状況になってきておるというふうに認識をしております。  
ただ、現に負債が三千数百万というお話がありましたが、確かに全国平均あるいは北海道以外に比べれば多いわけであります、一方ではまた資産も多いわけでございまして、そういう中で、先ほど申し上げましたが、そういう地域だからこそ逆に、いわゆる家畜排せつ物対策というのが町全体あるいは地域全体の問題であり、もちろん農家

自身の問題でもあるわけでございます。したがいまして、本法律を中心いたしまして、自治体あるいは先ほど申し上げました個々の農家単位での問題点もはつきりとしてきておるわけでござりますので、単協、町そして北海道庁と総合的にそつとうの対策を講じて、とするべき対策をとっていく状況に入ってきておる。

なお、二・一・か高いか低いかということは、公定歩合が五%の時代の二・一といえは大変低い、そんな制度資金はなかったわけございまして、三・五がたしか最低であったというふうに記憶をしておりますが、今や二・一とかそういう金利

これはもちろん公定歩合が〇・五という時代でありますから、それとの関係でありますけれども、そういう時代にもなってきておる。あるいはまた、経済状態全体が厳しいとかいう状況もありますし、低金利という時代もありますし、いろんな状況がありますので、そういう中で、個々の農家あるいは日本の酪農、畜産全体の向上、そしてまた時代の要請であり、最終的には農家にとってもプラスになるこの家畜排せつ物に対する処理対策などを推し進めていくべく制度をつくり、また投資をし、また個々の農家の御努力をいただくということでこの政策を推し進めていきたいと、いろいろ考えております。

○大沢辰美君 おっしゃつたとおり、農家の皆さんはこの問題を本当に解決したいと思っているわけです。畜産も統けていきたいと考えているわけです。ですから、今おっしゃつたように、昨年から始まつたこのリース事業に申し込みが殺到したという結果、予算は去年八十一億円だったわけです。それがいっぱいになつて、畜産環境整備機構が独自に三十億円を組んだという報告も聞いたんですけれども、本年度の予算は約百五十億円ですか、増額された。それは数字的にはそうなつているわけですけれども、北海道では二分の一の国が補助に加えて道が四分の一の補助をしたために農家は四分の一の負担でよかつたという本当にいい制度になつたわけです。ですから、殺到したと申

うんです。ただ、予算が少な過ぎて希望する農機具に対応できなかつたというのが昨年の実態でした。申し込んだときには既にもう枠がなかつたと申す見事である間まくじよ。

分の一補助つきリース事業に対する農家の方々の要望は極めて強かつた、こういうことでござります。

これに加えまして、今回この法律案を提出いたしましたして堆肥化施設などの整備を推進するための新しい金融上なり税制上の支援措置を講じてその充実を図っていく、こういうことでございまして、これら万般の政策を総合的かつ効率的に展開することによりまして、できるだけ早急に施設整備することによりまして、

備を進め、早期に畜産環境問題の解決を図っていただきたいということになります。

○大沢辰美君 ちょっと質問に答えていただけていいないとと思うんです。その内容については法案を提出しているわけですからわかるわけです。この法案で解決できるのかという見通しをお聞きしたわけです。

もう一例、比海道の補助について今説明しま

たけれども、茨城県なんかも国が「一分の一」の補助をする事業に県が三分の一の補助を上乗せして、市町村はもつとそれに上乗せしたわけです。ですから、農家負担は一〇%ぐらいまで引き下がったところも出てきているわけです。茨城県の場合で譲ケ浦の問題もあって対策を求められたことから支援措置も充実されたということですけれども、今回の法案によって茨城県のようなことが全国で求められていると思うんです。

だから、国としても、私は今、乳牛だけで二五

五千戸の未整備事業があるということを述べましたけれども、これも個人施策、共同施策を含めて、あなたたちが言っている五年間という経過措置の中で二〇〇五年ぐらいには九九%の家畜排せつ物の環境対策ができるというプログラムというんですか、そういう計画というのを、私は、法案を出す以上やっぱり持っていて、これで必ずつくられますよ、環境対策ができますよというその辺の見通しをお持ちですか。あれば示していただきたいということをお尋ねしているわけです。

○政府委員(本田浩次君) 先生が今までいろいろな数字を

おっしゃっておられました背景にありますのは、農林水産省が平成九年に行いました環境保全型農業調査によりまして、これまで御説明しておりますように、例えば酪農につきましては野積みで三六%の農家が行っている。それから、素掘りで行っている農家が五%。それから、肉用牛につきまして野積みで一八%。それから、養豚農家につきまして野積みが九%、素掘りが一〇%。採卵鶏造動態調査から推計するところによりますと、酪農及び肉用牛につきましては屋根のないいわゆる堆肥盤のみを有するものが酪農で二九%、肉用牛で一〇%ある。こういった結果を踏まえた酪農家のこれから施設整備を必要とする農家の戸数が二万五千戸、こういうことでござります。

小規模な農家につきましてはみずからの経営耕地に堆肥を還元すればいいというようなものもあり得ますので、小規模農家につきましては特に施設整備を行わなくても管理の適正化を図ることができるということを前提といたしまして計算をすると、今後、施設整備をする農家が約四万戸と考えておきたいところでございます。

これらにおきます施設整備の必要総額につきましては、先ほど来御説明しておりますように、飼養頭数規模等、それからどんな施設を整備する必要があるのか、それから周辺環境との関係等々、その整備費は一律に算出することは極めて困難な面があると考えているところでございます。

今後、これまで御説明しておりますような各般の施策を継動員いたしまして早期に畜産環境施設の整備を進めていくわけですが、それでも、その整備についての考え方につきましては、この法律案に基づき策定されます基本方針なり都道府県計画において、地域の実情に即した施設の整備目標を定めながら、この計画を通じて施設整備の全体の必要額の把握に努め、その必要額の投資を助長するような施策を講ずるよう努力していくた

○大沢辰美君 そういう点では不十分ですか、どちらも、四万戸という数字が残っているという点では計画的に環境対策としてやっていただきたいということをお願いいたしまして、次に移りたいと思います。本当に国の責任でやつていただきたいことを念を押しておきたいと思います。

もう一点、運営所というんですか、施設の経費の問題についてお聞きしたいと思います。

現在、環境保全型畜産確立対策事業というのでやられているわけですけれども、共同でやられている兵庫県の三原町というところの堆肥センターを私、見てきたわけですけれども、ここは七戸の農家で堆肥生産組合をつくってセンターを建設したわけです。建設費は四億六千七百万円でした。

国や県、町の補助を受けて、六戸の農家が各五百万円ずつ出して、一戸の農家が三千五百万円の負担をして始めたわけです。だから、本当に建設の負担だけでも農家にとっては大変だと。昨年四月から操業を開始していますから十二月までの決算が出たそうです。そこで、減資償却費等処理経費を合わせて四百万元の赤字が出たということです。これには人件費は含まれていないそうです。

農家の皆さんは本当に頭を抱えているわけです。一年だけだったらいけれども、これから続けていかないといけない施設を持つたわけですから。このような共同の堆肥化施設は全国に大小合わせて三千ぐらいあるそうですが、一九九五年の農水省調査によりますと、事業主体は五八%が當農集団、二五%が農協、七%が市町村となっています。施設の収支状況は、赤字が四五%、もう圧倒的です。黒字はわずか四%にすぎない。農家の皆さん個人で処理する場合だけでなく、こういう共同で処理する場合も黒字のところはほとんどないというのが現状なわけです。

だから、施設整備への支援措置の充実というのを求めるに思うんですが、処理経費がこんなにも必要だということに対して、専ら施設はつくったけれども大変だという実態の中で、政府としていわゆる整備に対しての対応というんですか、補

助施策というんですか、そういうものを考えていいのかですか。

○國務大臣(中川昭一君) いわゆる家畜の排せつ物対策というのは、先輩の先生方には非常に説法されるむしろプラスの物質であった。それが、大規模経営あるいはまた労働力あるいは高齢化、いろいろな問題等々で、先ほど畜産局長からも答弁ありましたように、耕種と畜産とが分離をしてしまったということが、まさにこの問題の環境保全型あるいはまた持続可能な環境保全型農業に対しまったということが、まさにこの問題の環境保全型があるわけがござります。

(理事岩永浩美君退席、委員長着席)

しかし、これは単なる無用な、あるいはまた無益な物質ではなくて、これをやはり土に還元することで、あるいは地域に対して大きな影響を及ぼすということがここ数年の大きな問題になってきております。

このによって新しい時代に適応できる畜産、ある

いはまた耕種系農業ができるという観点に立って有効利用していくこと、ということをリサイクル型の一環として堆肥を有効利用していくことについてございまして、そういう視点にまた改めて返っていこうということが原点にあって、この法案に基づいて種々の施策を講じていこうということです。

確かに、私の手元にも先生と同じような、共同利用施設のうちの赤字が半分近くあるとか、もうかっているところは四・四%とかという数字が手元にござりますけれども、そういうふん尿の現状

から、これを持続型農業のことうか材料にしていこうそのための大きな方向転換の一つの法律として位置づけ、そのために諸施策をこれからいろいろとバックアップしながらやっていこうといたことで御理解をいただきたいと思います。

○大沢辰美君 本当に規模拡大政策によって私はこういう事態になったと思っています。

農業新聞の座談会で本田畜産局長もこう述べています。環境問題との関係では、酪農、畜産の特

徴的な点を触ると、一つは短期間に急激な規模拡大が行われたということです。現行の農基法のもとで三十数年の間に、酪農でいうと二十四倍の

拡大が行なっていますと述べて、こうした規模

の進展に、ふん尿処理施設の整備が追いつかなかつたために、問題とされている素掘り、野積

た

たため、問題とされている素掘り、野積

たため、問題とされている素掘り、野積

たため、問題とされている素掘り、野積

た

たため、問題とされている素掘り、野積

た

た

た

たため、問題とされている素掘り、野積

たため、問題とされている素掘り、野積

たため、問題とされている素掘り、野積

た

た

た

た

たため

学肥料、これは原料が無機物でございますから、ダイオキシンを含有する可能性はほとんどないと一応考へているわけでございます。ただ、汚泥肥料等の有機物を原料とする肥料につきましてはダイオキシンを含有する可能性は全く否定できません。要するにゼロと言うわけにはいかないということでございますが、正直言いまして、ダイオキシンについていろんな議論があつたことは先生御承知だと思いますが、なかなか知見が十分ではございません。

したがいまして、私どもとしては、もう既に十一年度予算から新たにこれに関する肥飼料検査所で見の集積あるいは実態の調査をやるという予算化をしておりまして、そのための調査あるいはどうやって集めるかということにはもう着手をしているということでございます。

○大沢辰美君 ゼひこの点については強化していただきたいということを再度お願いしておきたいと思います。

下水処理場の汚泥などを原料とする肥料の生産量はここ数年ふえていまして、百万吨を超えています。産業廃棄物からつくられる肥料もあるわけですね。肥料の検査は大丈夫なんだろうかという不安があるわけです。このダイオキシンも含めてあるわけです。

特殊肥料、普通肥料の生産、輸入はそれぞれ登録も検査も違うわけですね。肥料の生産、輸入には登録、仮登録が必要で、その際、申請書の審査と肥料の検査が行われているわけです。けれども、登録期間が過ぎた時点で再度登録、仮登録を受けるための検査が行われることになつてます。これが、これ以外の検査ということでは、農林水産大臣または都道府県知事が必要と認めるときに立入検査を行うことになっていると書いてあるわけですが、十分な検査が行われ、有害物質を含んだ肥料が含まれていないかという不安があるんです。

そこで、先ほど肥料検査官の質問が一部ありましたけれども、現在、国の検査官、都道府県の検

査官がおられるそうですが、その人数とその体制で本当にやっているのかどうか。そして、国の肥料検査所というんですか、全国に六カ所あるそうですが、これが独立行政法人化されるという方向が示されているわけですけれども、本当に肥料の安全性を守っていく大事なこの時期に、体制や予算が確保されるのかという不安もあるわけです。

ですから、独立行政法人化というのはこういう大切な任務を持つ中ではやるべきじゃないということも私は指摘をして、国が責任を持てる体制で維持すべきじゃないかという検査体制をお願いしたいと思うのですが、その点についての御答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○政府委員(福口久俊君) ある意味では、先生まさにおっしゃったとおり、心配もあるわけでございまして、こういう重金属等の有害成分を含む可能性のあるものを普通肥料に移しまして、公定規格をきちっと定めて、それに適合しているということを確認した上で登録をするという形で品質の保全を図るということになつてているわけでございます。

さらに、これに限らず、先ほども話をしましたが、いろんな科学的知見を蓄積し、また実態の把握を行っていくわけでございまして、例えばさらには有害性が明らかになつた、そういう物質があったというようなことがございましたならそれを追加する。あるいは、現在既にあるものについても、一定の条件に該当して、どうも適当でないんじゃないいかと、そういうことが確認されれば、それは流通の規制をかけるなり登録の取り消しをするということです。やれるわけでございますし、そのための立入検査という仕組みも整備をされているということでございます。

○谷本義君 初めに、環境保全型農業の定義に関して幾つか伺いたいと存じます。

地力増進基本指針は次のように述べております。「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性

等に起因する環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と、こう言つております。この定義は、農業生産上の定義として環境保全型といふことは言えても、肥料政策上の環境保全型といふことに果たして言えるのかどうなのか、初めに伺いたいのはその点であります。

肥料や農薬を軽減した物質循環の機能を生かした農業を環境保全型と定義すると、しかし、生産地域の水の汚染問題や大気の汚染、さらにはダイオキシン等々の土の問題、こうした問題はこの定義とは関係がないんですね。ということは、肥料政策上それを環境保全型とは言えないというふうに私は思うのです。

なぜ肥料政策上も環境保全型と言えるような方向を追求しようとしているのか。地域ぐるみでやはり可能だということは前に私も申し上げたことがあります。

○國務大臣(中川昭一君) 先生御指摘の、今引用されたのは、平成六年四月十八日の「環境保全型農業推進の基本的考え方(抜粋)」のポイントだらうと思います。確かに、これを読みますと、「農業の持つ物質循環機能を生かし、二云々」ということでも、持続的な農業をやっていくというふうになつておきました。これを読めば、農法について環境に配慮をすることでございます。

先生御指摘のとおり、現時点では當委員会でも何回も御議論をいただいておりますように、先ほども私ちよつと申し上げましたが、現在、農業あるいは農業に従事しておる地域、そしてまたそこから生産される農産物を通じて全国民との関係といふことはまさに密接不可分であり一体であります。そこに共通するものは相互の信頼関係であり、国土の保全と発展、農産物を生産する地域に対する都市からの信頼関係、そして農村部から都市へ対してのニーズにこたえるということでございます。そういう意味で、この時点、今から五年ほど前ということで、時系列的に変化をしたと

言つてしまえば、それまでかもしだせんけれども、ここは農法、農業生産というものに着目をした中での環境に配意した基本的な考え方。

今回御議論いただいておりますこの持続性の高い云々という法律につきましては、先生御指摘のよう、今申し上げたような農業の多面的機能、つまり生産活動、経済活動だけではなくて、地域保全、地域の文化、伝統、歴史を守る、あるいは景観、教育的側面、さらには国民の大多数を占めるその農産物によって生命を維持し、健康あるいはいろいろな夢といいましょうかニーズを満たすという意味での食品というもののニーズがあるわけございまして、それにこたえられるような、つまり生産活動、経済活動だけではなくて、地域の持続性の高い農業生産をやっていかなければなりません。なぜこういうふうな規定の仕方をされていますか。

○谷本義君 個人個人ではらばらにやっているんじやなくて、将来展望としては、地域全体でやれるよう取り組みでやつてきますといふと、これは地域社会における大気の問題、水の汚染問題等々もかなり解決ができるんです。そういう御理解いただきたいと思います。

申しあげているんです。

そのところでもう一つの課題になつてくるのは、対象の基本をどこに置くかといふとともにかわりになつてくるんです。個人に置くのか、なましは地域集団に置くのか。どうもこの法律を読んでみますといふと個人が対象、これが基本になつておるようあります。しかし、個人を基本にしてみても、現実的には農薬散布は行われているんです、農薬空散が。それから、集団防除が行なつておるようあります。それに、最近は耕作放棄地が増加しております。病害虫の巣になつたよう

な耕作放棄地の隣で減農業の農業生産をやると  
いったって、これはできっこないんです。  
ですから、これはやっぱり地域全体で取り組め  
る方向をどう目指すかということが基本に据えら  
れなきゃならぬ。前にも申し上げたが、この際に  
もひとつそこを申し上げておきたいと思うんで  
す。

特に、皆さんは知らないかと思いますけれど  
も、畜産のふん尿処理問題で追われ迫られて山に  
登った畜産がどういう悲劇的状況を生み出していく  
かといいますと、硝酸窒素による地下水  
汚染、最も深刻なのが中山間地帯の畑作地帯で  
す。水道がない。井戸水に依存している。井戸水  
が既に汚染されている。騒ぎが起つちゃ困るところ  
があります。これは子供が多くたら直ちに悲  
劇が起つてきますよ。

そういうふうな一部には逼迫した状況が生まれ  
ているだけに、目指すのは地域ぐるみの取り組み  
なんだ。そしてスタートは個人というところに置  
きますけれども、そのところをひとつ明確に  
してほしいんです。いかがでしょうか。

○政府委員(橋口久俊君) 法案だけで議論をする  
ということになりますと、先生おっしゃったとおり、  
この農業生産方式そのものが農業者個人に焦点を当てる対策を組んである、これは事実でござ  
います。しかし、この持続性の高い農業生産方式  
が本当にその目的どおり浸透していくかということ  
になりましたら、これは先生おっしゃったとおり、  
個別の人たちがそのまま点として存在してい  
ます。しかしながら、この持続性の高い農業生産方式  
が本当にその目的どおり浸透していくかということ  
になりましたら、これはやがて地域ぐるみ、もっとふろしきを広げますと、全国的に  
きちっと対応していくことが最も望ましいと私は  
思っています。

したがいまして、予算措置でいろんな共同利用  
施設を整備するほかに、全国的ないろんな組織な  
り立場を代表された方に集まつていただき、きちんとした御議論をいただいて、この具体的な計  
画、アクションプランというようなものをつくっ  
てもらおうと思います。

でそれに従つてやっていく。そのことが生産者サイ  
ドに、消費者サイドに考え方が浸透していく  
ですから、先生のおっしゃった言葉に例えれば、地域ぐ  
るみで产地化をして、受け手の消費者はブランド化  
すると。そういうことで全体が円滑にくとい  
うことは、当然これは頭の中に描かれているとい  
うことは申し上げておきたいと思います。

逆に、これまでなかなか面的に広がらなかつた  
部分をそういう面で補つて、点から面へとい  
うのが一つ私どもの考え方としてあるわけでござ  
います。

○谷本義君 それからもう一つ、この法案を読み  
まして私が不思議に思いましたのは、消費者が出  
てこないということなんです。

御存じのように、日本の有機農業運動は、有機  
農業によって生ずるリスク負担を含めて生産者と  
消費者の提携で進められてまいりました。そして、こうしたあり方なしはこうしたシステムづくり  
というのは、アメリカでもかなり今評価されて  
いる、日本に学べという言葉が一部に出てきて  
いるという話を耳にしております。

ところが、持続型農業を目指そうという法案の  
中に、その種の話が出てこないんですね。地域農  
業が全体として環境保全型になつてきますとい  
うと、地域社会に自然がよみがえります。そして、安全食がとれるようになってまいります。そ  
して、そういう中で地域社会全体が農業を支える  
という関係が生まれてくるんです。

私は、そういうことを目指さなきゃならぬと思  
うんですよ。それにはやはり生産と消費の関係を  
分離して見るんじゃなくて、もっと積極的に、一  
体的にとらえるという視点があつてしかるべきだ  
と思うのです。その点、どうお考えでしょう。

○政府委員(橋口久俊君) 先ほども御答弁を申し

つけでこの目的が達せられるということは毛頭考え  
ていません。なぜなら、それは既に達成されています。  
当然、そうやってつくられたものが一定のボ  
リュームと価値で流通をされることにならないと  
これは全く絵にかいだものになるわけございま  
す。

逆に、これまでなかなか面的に広がらなかつた  
部分をそういう面で補つて、点から面へとい  
うのが一つ私どもの考え方としてあるわけでござ  
います。

○谷本義君 それからもう一つ、この法案を読み  
まして私が不思議に思いましたのは、消費者が出  
てこないということなんです。

○谷本義君 次に伺いたいのは、技術指導の問題  
であります。

これまで地域の農業を有機農業に切りかえてい  
きたいという考え方を持つた市町村長さん等々に  
お会いしたときに、やっぱり一番最初に出てくる  
のが技術指導の問題なんですね。そこを何かも  
う少し行政側からバックアップしてもらえるよう  
な方法がないですかといったような声等々がこ  
れまで多くありました。

環境保全型農業をやっていこうという立法措置  
なのでありますから、そうした現場における技術  
指導体制の強化、これは当然念頭に置かれている  
と思うのですが、その点どうなのかということが  
一つ。

それから、もう一つ伺いたいと思いますのは、  
省庁再編成で技術研究部門がエージェンシー化さ  
れるというふうに伺っております。研究指導体制  
は一体どつたしていくのか、特に環境保全型農業  
に向けた試験研究というのがどうなっていくかに  
ついて伺いたいのです。

○政府委員(橋口久俊君) まず、指導の方を私の  
方から。

が中心的な部分を担っていくことが重要じゃない  
か、こういうふうに考えております。かつ、そこ  
にはいろんな土壤診断等の機器も整備をするとい  
うことになっておりまして、そういう形で都道府  
県には支援をしていきたい。

さらに、本年度の予算では、そういう活動がよ  
り円滑にくくということを確保したいということ  
で、都道府県における体制の整備とか、さつきも  
お話をしました生産方式を検討されるときの必要  
な予算とか、それから具体的に目で見せるとい  
うのが一番いいわけでござりますから、どういう形  
の生産方式を実現したらこういう形の圃場になる  
んだよという展示園を実際つくってお見せする。  
実験田と言った方がいいのかもしれません、そ  
ういうものもつくれるような予算等々、それから  
農業者の皆さんを体系的に修習する、そういうよ  
うな予算で充実をしていくというふうなことを一  
つ考えております。

○政府委員(三輪春太郎君) 試験研究についてお  
答えをいたします。

先生御指摘のように、先般、中央省庁等改革推  
進本部におきました、國の試験研究機関の独立行  
政法人化を図ることとされております。

法個人化をいたしましても、農業の持続的な発展  
に関する生産技術の開発、これはこの農業の実現  
に不可欠な極めて重要な課題と認識しております  
が、法人化後におきましても、引き続き研究者の  
確保、それから研究の推進、これは力を抜かない  
で努めてまいりたいと思っております。

また、再び御指摘のように、地域段階における  
取り組み、現場における取り組み、これは極めて  
重要でございますので、都道府県の地域における  
研究につきまして都道府県とも連携を強化して進  
めてまいりたいと思っております。

○谷本義君 今のお話で行政改革関係の技術の問  
題、ほつとはましたけれども、もう少し具体的に  
伺いたいんです。

試験場で申しますというと、県を入れてたしか  
めでまいりたいと思っております。

この農業生産方式が普及浸透していくために  
は、やはり地域の事情をよく知つてお、かつ個  
別具体的な農業者に直接接していろんな技術指導  
をしております地域農業改良普及センターの人々

が中心的な部分を担っていくことが重要じゃない  
か、こういうふうに考えております。かつ、そこ  
にはいろんな土壤診断等の機器も整備をするとい  
うことになっておりまして、そういう形で都道府  
県には支援をしていきたい。

さらに、本年度の予算では、そういう活動がよ  
り円滑にくくということを確保したいということ  
で、都道府県における体制の整備とか、さつきも  
お話をしました生産方式を検討されるときの必要  
な予算とか、それから具体的に目で見せるとい  
うのが一番いいわけでござりますから、どういう形  
の生産方式を実現したらこういう形の圃場になる  
んだよという展示園を実際つくってお見せする。  
実験田と言った方がいいのかもしれません、そ  
ういうものもつくれるような予算等々、それから  
農業者の皆さんを体系的に修習する、そういうよ  
うな予算で充実をしていくというふうなことを一  
つ考えております。

○政府委員(三輪春太郎君) 試験研究についてお  
答えをいたします。

先生御指摘のように、先般、中央省庁等改革推  
進本部におきました、國の試験研究機関の独立行  
政法人化を図ることとされております。

法個人化をいたしましても、農業の持続的な発展  
に関する生産技術の開発、これはこの農業の実現  
に不可欠な極めて重要な課題と認識しております  
が、法人化後におきましても、引き続き研究者の  
確保、それから研究の推進、これは力を抜かない  
で努めてまいりたいと思っております。

また、再び御指摘のように、地域段階における  
取り組み、現場における取り組み、これは極めて  
重要でございますので、都道府県の地域における  
研究につきまして都道府県とも連携を強化して進  
めてまいりたいと思っております。

○谷本義君 今のお話で行政改革関係の技術の問  
題、ほつとはましたけれども、もう少し具体的に  
伺いたいんです。

試験場で申しますというと、県を入れてたしか  
めでまいりたいと思っております。

この農業生産方式が普及浸透していくために  
は、やはり地域の事情をよく知つてお、かつ個  
別具体的な農業者に直接接していろんな技術指導  
をしております地域農業改良普及センターの人々

が中心的な部分を担っていくことが重要じゃない  
か、こういうふうに考えております。かつ、そこ  
にはいろんな土壤診断等の機器も整備をするとい  
うことになっておりまして、そういう形で都道府  
県には支援をしていきたい。

さらに、本年度の予算では、そういう活動がよ  
り円滑にくくということを確保したいということ  
で、都道府県における体制の整備とか、さつきも  
お話をしました生産方式を検討されるときの必要  
な予算とか、それから具体的に目で見せるとい  
うのが一番いいわけでござりますから、どういう形  
の生産方式を実現したらこういう形の圃場になる  
んだよという展示園を実際つくってお見せする。  
実験田と言った方がいいのかもしれません、そ  
ういうものもつくれるような予算等々、それから  
農業者の皆さんを体系的に修習する、そういうよ  
うな予算で充実をしていくというふうなことを一  
つ考えております。

○政府委員(三輪春太郎君) 試験研究についてお  
答えをいたします。

先生御指摘のように、先般、中央省庁等改革推  
進本部におきました、國の試験研究機関の独立行  
政法人化を図ることとされております。

法個人化をいたしましても、農業の持続的な発展  
に関する生産技術の開発、これはこの農業の実現  
に不可欠な極めて重要な課題と認識しております  
が、法人化後におきましても、引き続き研究者の  
確保、それから研究の推進、これは力を抜かない  
で努めてまいりたいと思っております。

また、再び御指摘のように、地域段階における  
取り組み、現場における取り組み、これは極めて  
重要でございますので、都道府県の地域における  
研究につきまして都道府県とも連携を強化して進  
めてまいりたいと思っております。

○谷本義君 今のお話で行政改革関係の技術の問  
題、ほつとはましたけれども、もう少し具体的に  
伺いたいんです。

試験場で申しますというと、県を入れてたしか  
めでまいりたいと思っております。

この農業生産方式が普及浸透していくために  
は、やはり地域の事情をよく知つてお、かつ個  
別具体的な農業者に直接接していろんな技術指導  
をしております地域農業改良普及センターの人々



○谷本義君 畜産局長、聞かないと今まで答えていただく必要はないんですよ。私の方は時間と見合せながらやっているんですから、途中で丁寧な答弁が出てきますと省略しなきゃならぬ部分も出てくるんです。だから、その点しかとお願いしておきます。あと時間も残り少ないのでよ。

もう一つ畜産局長に伺いたいのは、片一方で環境保全型農業にしろと言つておいて、畜産の方は従来どおりありますというぐらいにはいかないわけだ。ですから、飼料生産の自給化といったような問題点が出されてきているわけでありますけれども現状で見てみますと、担い手の減少の中で規模拡大を進めていかなきゃならぬという中では飼養管理で手いっぱいですね。したがつて、排せつ物利用で自給飼料生産というのはなかなか大変だと思う。やれる人もあるが、やれぬ人が非常に多いというのが実は現状であります。そういう現状で、環境保全型畜産への転換ということはやっぱり真剣に考えていいかなきゃならないときに来ているのじゃないか。

つまり、例えば農地面積当たりの飼養頭数制限、これはE.I.がやっていますね。あの種の思い切った検討というのも必要になつてきているんじゃないかと思うんだが、その点いかがでどうか。

○政府委員(本田浩次君) おっしゃるとおりでございます。

まず第一点は、先ほど来御説明いたしているとおり、畜産廃棄物の処理を適切に行つ、それから処理された堆肥を利用できるために自給飼料基盤の推進などによりましてこうした飼料基盤を一層強化していくことが必要であると考えているところでございます。今後、飼料増産推進計画を策定いたしまして、飼料の増産に努めていきたいとうふうに考へて、先ほど来御説明いたしているところ、堆肥センターにおける良質堆肥をつくるための分析能力の確保であるとか、それから散布サービス

私の友人は鳥取でニンジン栽培をやつておるのありますけれども、地下水が硝酸態窒素の汚染が進んだということで、施肥の改善等々を行いました。いいものがとれるようになりました。(植段)もありました。ところが、二年目三年目はもう続きませんでした。理由は何なのか、やっぱり採算上の問題だということあります。

有機農業生産をやつておるところなどでは、例え私は知つておるところでありますというと、新潟県に幾つかありますけれども、そこなんかの場合には、消費者団体とJ.A.、市町村、そして生産者とで基金をつくつて減収補償をやるといったようなことをやつてきている例も見られます。やはり、その種のことを考えませんと、この種の農業というのは、特に有機農業の場合は最初が肝心でありますから、減収が出てくるのは。そういうたよな制度等を考えいかなくていいのかどう

なのが。そこはいかがでしようか。

つまり、例えは農地面積当たりの飼養頭数制限、これはE.I.がやっていますね。あの種の思い切った検討というのも必要になつてきているんじゃないかと思うんだが、その点いかがでどうか。

○政府委員(本田浩次君) おっしゃるとおりでございます。

まず第一点は、先ほど来御説明いたしているとおり、畜産廃棄物の処理を適切に行つ、それから処理された堆肥を利用できるために自給飼料基盤の推進などによりましてこうした飼料基盤を一層強化していくことが必要であると考えているところでございます。今後、飼料増産推進計画を策定いたしまして、飼料の増産に努めていきたいとうふうに考へて、先ほど来御説明いたしているところ、堆肥センターにおける良質堆肥をつくるための分析能力の確保であるとか、それから散布サービス

などにつきましても行つていい。これは先生御承認のとおり、例えは飼料作物の作業を受託するコンタクター組織なども全国にかなり整備されておりますので、こうしたコンタクター組織を利用した形での飼料の作付の拡大につきましても支援をしていきたいと考えているところでござります。

○谷本義君 次に、減収補償の問題について伺いたいと思います。

私の友人は鳥取でニンジン栽培をやつておるのありますけれども、地下水が硝酸態窒素の汚染が進んだということで、施肥の改善等々を行いました。いいものがとれるようになりました。(植段)もありました。ところが、二年目三年目はもう続きませんでした。理由は何なのか、やっぱり採算上の問題だということであります。

有機農業生産をやつておるところなどでは、例え私は知つておるところでありますというと、新潟県に幾つかありますけれども、そこなんかの

おられる皆さんがおっしゃつておるには、おれ

たちは安い農産物がどんどん入つてくる中でやつ

ているんだと。それから、環境負荷が非常に高

い、つまり環境を犠牲にした農法による低コスト

生産、そういうものがお出る中でおれたち勝負

を迫られているんだという声が非常に多いです。

ですから、安全なものをつけつくれというの

であれば、まず輸入をストップする、それはでき

ないと言う。ならば、やっぱり一定の助成を考え

るべきじゃないのか。あるいはまた、環境負荷の

非常に多い農産物、農業生産といつものそのま

まにしてある。そういうものをきちんと規制した

上での環境型農業生産をやってくれというのだった

ら話はわかる。ところが、そっちの方は野放しに

しておいて環境型に切りかえろというのは、これ

はちょっと酷じゃないかという声が圧倒的です

よ。こういう声をどう受けとめられますか。

○国務大臣(中川昭一君) 生産面からいいます

と、やはり環境というのに十分配慮した生産活

動をしていかなければならぬ一方、消費者面か

ら見れば、やはり過去において先生御承知のよう

な、ある果物を解禁して大変な心配をしたわけで

ありますけれども、一定時期を過ぎましたならば

やはり国産の果実の方がいいといった例もござい

ます。

そういう意味で、やはり消費者は国産の、そし

て有機というか、安全性というか、おいしさとい

う

か、安心と品質というものを求めているのでは

ないか、まさにそれが消費者ニーズの一一番大きな柱の一つではないかと。

今ある例を、これは名前を出していいのかどう

か、例えはサクラボでありますとかあるいはボ

ストハーベストの問題とか、いろんな問題に対し

でござりますから、むしろ先生の今お話しされた

我々は期待しながらこの問題に取り組んでおるわ

けであります。

なお、導入期に当たつてのいろいろなコスト面

等の負担につきましては、金融あるいは税制等々

の助成措置で対応していきたいというふうに考え

ております。

おお、導入期に当たつてのいろいろなコスト面

等の負担につきましては、金融あるいは税制等々

の助成措置で対応していきたいというふうに考え

ております。

我々は期待しながらこの問題に取り組んでおるわ

けであります。

そこで、導入期に当たつてのいろいろなコスト面

等の負担につきましては、金融あるいは税制等々

の助成措置で対応していきたいというふうに考え

ております。

そこで、導入期に当たつてのいろいろなコスト面

ものを消費者は好む人もいるかもしませんけれども、一方ではこういうふうにつくったんだというここと対しての私は国民的なニーズというものは高いというふうに認識をしておりますし、またさらにそういう正しい情報を取り多く国民に提供することによって国民的に受け入れられるものを生産者が努力してつくれば、それに対するそれだけ結果として、価格的にもあるいは人気の面でもそういう消費者ニーズにこたえていける、また消費者がそういうもののが欲しがるというふうに考えておりますので、今の先生の御指摘に対しては、とにかく正しい生産条件、生産方法あるいはその地域の特殊性、あるいはつくったものの品質の特殊性というものが国民一般に広くよく情報が行き渡るよう在我としてもこの法案の実施に当たっては努力をしていかなければならぬなどと今改めて思つておるところでございます。

○谷本義君 どうも大臣と私の考え方が大分違うつておきたいのは次の点であります。

これはあくまでも私見でありますけれども、私は

は国の自給なんぞうでもいいと思つておるんで

す、極端に申し上げますと、一番大事なのは私は

地域から自給率を高めでいくといふことです。

これは地域で結構つくれるものまで買って

食つておるといふことがみんな見発できるわけ

ですよ、みそ、しょうゆを初めとしましてね。

例えば、大豆転作をやる。国産丸大豆一〇〇%

で豆腐でもつくつたらこれはうまい豆腐ができる

よ。それを地域で加工し、地域で売るといふこ

とにすれば物は三回転していくんですね。今まで

のよう、それは主産地でつくりなさいと。主産

地というのは原料供給生産地ですよ。全部根こ

そぎ都市へ持つていってしまう。付加価値は全部

元へはおりないといふやうな形じゃなくて、そ

ういうふうなやり方を考えいったら私はどうな

のかと思うのです。

地域型の食料自給生産運動というのは地域の自

ものを消費者は好む人もいるかもしませんけれども、一方ではこういうふうにつくったんだというここと対しての私は国民的なニーズというものは高いというふうに認識をしておりますし、またさらにそういう正しい情報を取り多く国民に提供することによって国民的に受け入れられるものを生産者が努力してつくれば、それに対するそれだけ結果として、価格的にもあるいは人気の面でもそういう消費者ニーズにこたえていける、また消費者がそういうもののが欲しがるというふうに考えておりますので、今の先生の御指摘に対しては、とにかく正しい生産条件、生産方法あるいはその地域の特殊性、あるいはつくったものの品質の特殊性というものが国民一般に広くよく情報が行き渡るよう在我としてもこの法案の実施に当たっては努力をしていかなければならぬなどと今改めて思つておるところでございます。

○谷本義君 どうも大臣と私の考え方が大分違うつておきたいのは次の点であります。

これはあくまでも私見でありますけれども、私は

は日本の農産物がおいしいからひとつ輸

出をしたい、つまり日本から輸出をしてくれとい

うようなものがあればどんどん輸出をするとい

うことは可能だというふうに思つておるのです。

つまり、地域自給と環境型を結合した地域合意

づくり、そして地域農業再建への戦略展望とい

うのをそこから開いていくというような形にしなが

ら地域と都市が結ぶる環境をつくっていく、ここ

のところが私は大事になつてきていたり思つて

ます。大臣、どうお考えでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 地域でつくったものを

まず地域で消費するということの御指摘について

は、率直に申し上げて一長一短あるのではないか

か。結論的には先生と同じではないかと私は期待

しているわけであります。

まず、歴史的に言えども、全国で米のとれるところ

は地場のお米、あるいはみそ、しょうゆ、お酒

も含めてそういう地場のものを、漬物もそうだっ

たと思つていますけれども、そういうものは生産の限

界もあります。また、いい意味で言えば、顔の見

えるところでつくり方まで全部わかつたところで

あります。が、現場においてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつてている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

そな中で、なかなかうまくいかなるのは、土

づくりは大事だということはみんなわかつてゐる

んだけれども、その土づくりが、思つて現場で実

行され得ないか。それはどういふところにある

かということをまず御認識されてゐるところから

お聞かせいただきたい。

○政府委員(橋口久俊君) 地力の確保、あるいは

土づくりという言葉が適當かもしませんが、こ

れが大切なことはもう改めて申し上げるまでもな

く、皆さん直接やつておられる農業者を含めても

よくおわかりのことだと思いますが、その中でな

かなか果たせない。むしろ、近年、地力が低下し

て、農業労働力の不足が一つの原因かなと。それ

とあわせた形ではございますが、大変堆肥づくり

ということについては労働力を要します。重労働

でございます堆肥の生産、施肥がどうしても気が

進まないというと語弊がありますけれども、エネ

ルギーがわいてこない、ほかの方途に走つた方が

くとも買う人がいるということになります。

ここから先は質問外で怒られるかもしません

けれども、日本の農産物がおいしいからひとつ輸

入をしたい、つまり日本から輸出をしてくれとい

うようなものがあらばどんどん輸出をするとい

うようなことも一部ござります。そういうようなこ

ともござりますので、先生のその原点と、それか

らいいものはより高い値段で消費者が求めていく

ということとがミックスした形で、生産者の努力、そして消費者ニーズがうまく合致するよう

な、環境にも適応した形の農業生産というものを

これから推し進めていくべきではないか。結論的

には先生と同じではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○阿曽田清君 自由党の阿曽田でござります。

今回の三法案、私は、これから農業形態とい

うものを二十一世紀に向けて大きく変えていくこ

ういうようなことで高く評価をいたします。むし

ろ、運きに失したかという感じも常に持つわけで

あります。が、現場においてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

そな中で、なかなかうまくいかなるのは、土

づくりは大事だということはみんなわかつてゐる

かということをまず御認識されてゐるところから

お聞かせいただきたい。

○阿曽田清君 現場では、土づくりのためにいわ

ゆるバーケ堆肥から牛ふんの堆肥、そういうもの

の導入は、これは施設園芸農家では絶対入れない

と連作障害、いや地現象が出て成り立たないとい

うなことにつながる堆肥の施用量の低下というこ

とがあつたんじゃないかと思ってるわけでござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が

かなり遠くなつていている。堆肥の原料となりますが、尿の入手が困難となつてきている。全部が全部

じやございませんでしようが、これらがいろいろ

経過でございます。

前ほど稲わらという形での収穫が行われないとい

うことと、原料としての稲わらが確保できなく

なつてきたんじやないかというのが三點目でござ

ります。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農

家が減少するということで、畜産と耕種の距離が



ですから、先生が言われる本来の生きているもの、農産物とはどうあるべきかというものをきっと消費者に、大半のといいましょうか、多くの消費者はそういう認識を持たずにというか、逆の二つになりがちなところで、減農薬とか有機とかその辺はわかっているんでしょうけれども、物を見てどういうものが本物なんだということについての情報というものについては、我々としてはまだまだ正確な、あるいは本来の情報というもののを伝える努力という余地があるんだろうと思います。

これは消費者というよりも、もっと深い意味でいえば、子供たちが小さいころからそういうもので育つております。私自身もその世代の一番最初のころかもしません。

そういう意味で、先生御指摘のように、先ほども文部大臣と一緒にになってやりましょと、今いろいろやつておりますけれども、教育、小さいころの幼稚段階から、本来あるべき、おいしい本来の農産物とは何なんだと。ただ真っすぐならない正しいのだととか、そういう次元の話じゃない正しい知識を、家庭教育と言うとちょっと踏み込み過ぎかもしれませんけれども、我々のできる範囲内で、正しい情報をできるだけ多くの機会に多くの国民に努力をすることが、この法案全体の目的あるいは今後御議論いただく基本法全体の御議論のソフトの部分といいましょうか、精神的な部分で支えなる大きな部分だと思いますので、これからも我々としては一層、法案審議を通じて努力をしていかなければならぬということを、先ほどの谷本先生、今、今の阿曾田先生のお話を聞きながら痛感しておきます。

○阿曾田清君　あと一分ですので、要望いたして

畜産の終末処理施設というものに対する、五六年間で野積みあるいは掘つてやっておる問題の解決、私の計算では約二千億ぐらいかかるだろうと思います。ですから、五年間で農家の方々が負担にならないようなことを十二分に考えていただきたい

て、補助金プラス低利融資の資金の手当でをきち  
んとやっていただきたいということ。そして、畜  
産農家がつくるた堆肥についても、畜産農家が生  
熟堆肥の生産までできるようにしてあげるか、も  
しくは耕種部門で堆肥センターを持つてあるもの  
は、そこで完熟堆肥をつくり上げて、供給できる  
ものにも五千円以下で生産ができるような、畜産  
農家と耕種部門、野菜部門への提供でのそういう  
一つの流通、あるいは生産コストをなるだけ下げ  
ていただくという工面をひとつお考えいただきた  
い。

と同時に、消費者の方々にそういう本当の減農  
薬、無農薬あるいは有機質肥料における栽培とい  
うものを定着させるためには国民の御理解が要  
る。その点を強く農林省として取り組み願うこ  
とをお願い申し上げて、質問に答えたいと思いま  
す。

○石井一二君 私は、持続性の高い農業生産方式の導人の促進に関する法律案に関連して、若干お伺いをいたします。  
そもそも、この法律案の根本は、土づくりがお終わります。

ろそかになつてはいるという過去の反省に基づいて、今後それを改善していくこゝ、そういうねらいがあるようになりますが、この法律ができる、持続性の高い農業生産方式が採用され、実際どの程度具体的な改良が行われると思われておるのか。何か具体的な数値でもおありであればお示しをいただきたいと思います。

○政府委員(橋口久俊君) 具体的にこの法律が動き始めるといいますか、対応が行われる場合には、都道府県がどのような形で農業生産方式をお決めになるかということが一点でござります。

一方、食料・農業・農村基本法案の第一条三項あるいは二十一條に言う効率性とか生産性というふうなことと矛盾する面が多くあると思うんです。あなたは先ほど、そういうものは人がさわりながらぬのだというようなことまで、農家の方が堆積

何言っているという話でございますので、現在私どもが承知しております限りで、いわゆる環境全型農業の手順で、都道府県あるいは市町村へおりていつて、どの程度の農家を取り組んでおられるかという推定がござります。それは、大体十五万戸程度の農家が対応しておられるのではないかという推定をいたしておるところでございます。

そのほか、私どものアンケートで、かなりの農協の方が、現在は対応していないけれども、将来はどうしてもこういうことに対応しないといけないだらうという意向を持つておられるのは相当あると承知をいたしております。そういう方々が積極的に取り組んでいただくということであれば、今取り組んでおられる方と、今後の意欲をかなり積極的に評価して、その数字に上積みをした数の方が導入計画の認定を受けていただけることになればという見込みを一応しているところでござります。

○政府委員(橋口久機君) 条文を引いて申しわけないんですが、第一条の規定で、この法律で言う農業生産方式は、「土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な當農環境の確保に資する」と認められる合理的な生産方式」というふうに規定をいたしております。

この場合の「合理的」ということは、生産物の量や質をこれまで行ってきた生産方式から低下させないで付加価値を反映した価格で販売されること等により、経営的な面から合理性を有するものであるということを考えておりまして、私どもとしては、今お話をございましたような、他の法律案等々の生産性の向上や効率的かつ安定的な農業経営の育成という展開方向とは矛盾するものではないと一考をしておこうございます。

○石井一二君 農村の土地という面で我々は今論議しているんですが、かつて農用地地土壤汚染防止対策ということで、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案についてけんけんがくがくと論議を交わしたことがござります。

こういった中で、先ほど風間議員が窒素という言葉をちょっとおっしゃいましたが、特定有害物質としてこの法律では何を対象にしてこれまで取り組んでこられたんですか。

○政府委員(遠藤保雄君) 農用地土壤汚染防止法に基づきます特定有害物質でございますけれども、現在三つござります。

一つはカドミウム及びその化合物、二つ目は銅及びその化合物、三つ目は砒素及びその化合物でございます。

○石井一二君 今、これら三つの化合物による基準値以上の検出がされた地域、あるいはその結果、指定地域の累計面積、対策計画を策定した面積、こういうのを見てみますとかなり違いがあるんです。この差はどこにあるのか、わかれれば教えていただけますか。

○政府委員(遠藤保雄君) まず、お答えする前に現状をちょっと御説明申し上げます。

○石井一二君 現状は要らぬ。

○政府委員(遠藤保雄君) 今、先生の御質問でござりますけれども、要するに計画地域と実施地域の差はなぜ生じているかということになりますけれども、まず指定地域面積は約六千二百七十ヘクタールでございます。それで、対策計画策定面積が約六千百八十ヘクタールでございます。その差九十九ヘクタールについては、現在、計画策定中の面積ということで、差ができるということでございます。

○石井一二君 いや、答弁漏れだ。基準値以上の数値が検出されたけれども指定地域に入っています。

○石井一二君 いと、こういうのを私、聞いたでしよう。

○政府委員(遠藤保雄君) 基準値以上の検出地域、約七千百四十四ヘクタールでございますけれども、指定地域が約六千二百七十ヘクタール、その面積になっております。この差は現在、地元においていろいろ調査等をしておるということでございます。

○石井一二君 昭和四十六年より始まつたこの事業ですが、あと何年ぐらいで完成できると見積もっておりますか。アバウトでいいですよ。

○政府委員(遠藤保雄君) 現在、対策地域として指定された地域は、先ほども申し上げましたように、六千二百七十七ヘクタールでございまして、現在、事業が実施され完了されたのが三千七百五十九ヘクタールでございます。したがいまして、残り一千五百二十ヘクタール、これから実施しなきやいかぬということでございまして、これにつきまして今後の見通しといふのは、最大限努力していくということで、ちょっと確たることはお答えできません。

○石井一二君 中川大臣、この土の問題について聞きたいと言うと、それは環境庁でございますと農水省は言つんでですね。今、環境庁ですよね。

それで、実際、ではだれがやっているのというと、これは多分とんてんかんてんやつてしているのは

農水省だと思うんですが、どうでやつているんですか。

○国務大臣(中川昭一君) それぞれの目的によつて違うと思うんですが、例えば最近の例で申しますと、埼玉県のあの所沢の問題では、土壤について農水省がやりましたけれども、厚生、環境、農水省でやりました。それとの状況によって違うと思います。

○石井一二君 局長が達つ答弁をしたくて手が二、三回挙がっていますので、ぜひ御指名をしてやついただきたいと思います。

○政府委員(堀口久俊君) 捷足して御説明申し上げます。

今、局の名前を言えという御質問でございましたので、構造改善局と農産園芸局でございます。

○石井一二君 それで、私は、環境庁だという感じで任せているから結局、行政の一体感が出てこない、したがつてこういう土地の改良がおくれてくる、こういうような考え方持つておられるんです。

例えは今、局長は構造改善局と農産園芸局と一ヵ所でばつちりやって、法案に対する解釈も指

定地域についてもすべておたくで掌握しておられると、それが、なぜ分かれているんですか。

○政府委員(堀口久俊君) 規模によって、事業を行つといまますか、予算がついているところが違

うといまます。連邦政府では、水質保全法に基づいておりまして、小規模なものは農産園芸局で予算の手当でをしてございます。

○石井一二君 大規模と大規模でないという区別は何を基準にして行つていますか。

○政府委員(堀口久俊君) 一応、十ヘクタールを基準にいたしております。

○石井一二君 中川大臣、この土の問題について

いと思います。

○政府委員(本田浩次君) 外国の例ということでございます。とりあえず、EUとアメリカ合衆国の例を御説明させていただきます。

EUにおきましては、EU委員会による規制と加盟各国によるもの等がございます。

EUの主要畜産国でございますオランダ、デンマーク、イギリスなどにおきましては、八〇年代前半、畜産業からの汚水流出台が主な原因となつて地下水汚染や海水の富栄養化などが発生したことから、ふん尿の散布量、散布時期の制限などの規制が導入されています。また、デンマークで

は、面積当たりの飼養頭数制限を行つておるといふふうに承知しております。

また、EU委員会におきましては、加盟国において地下水汚染などが深刻になつてきましたことから、九一年に委員会規則を定めまして、地下水の窒素濃度が高い地域を硝酸塩脆弱地域として指定いたしましたとともに、家畜ふん尿の散布時期の制限、家畜ふん尿処理施設の設置義務、家畜ふん尿の散布上限量の設定などから成る行動計画を策定して、本年十一月までに行動に移す」ととされていました。

また、アメリカにおきます畜産環境対策は連邦政府によるものと州政府によるものがございます。連邦政府では、水質保全法に基づきまして、千家畜単位、これは肥育牛換算でございますけれども、以上の大規模畜産経営体に対して経営許可の取得を義務づけています。また、千家畜単位未満の畜産経営体につきましては、各州が環境保全上最も効果的と考える管理手法を実施するよう求めているということでございます。

また、ほとんどの州政府におきまして、連邦の規制に加えた独自の規制を実施しております。

例えばノースカロライナ州政府におきましては、一九九五年に大規模養豚場のふん尿貯留施設が豪雨により決壊して広範囲な河川汚染を起したた

ております。

○石井一二君 先ほど同僚の大沢議員がちょっと触れられましたが、この肥飼料検査に関して、検査所の百四十一名という現在の体制は、特にこの

ことが肥料取締法とか飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律である程度何をやらなきゃいかぬとかいうやういに規制されておりますの

で、行政改革の流れの中で増員が難しいと思うんですが、この法律ができたことにより、仕事が多く過ぎて實際できぬという事態が起きるんじゃないかということを懸念しますが、御所見はいかがですか。

○政府委員(堀口久俊君) この法律に基づきまして、肥飼料検査所は、お話をありましたように、大変重要な役割を負うわけですが、実は一番大変な部分が出てまいります。というのは、汚泥を原料として生産され肥料が普通肥料ということで登録をされる、この業務が実は一番大変じゃないかと思っております。

これは、今のところ私たちの見込みでは千七百鉛柄ほどのものが出てまいりますが、これはある程度の情報を持つておりますし、事前に調整ができるというふうに考えておりまして、よく相談をしまして、一時期に集中しないように登録作業を行つていくと。逆に、今度はそのバックアップをするために本省からも、例えば人を出すとか助つ人として提供するというような形でそれには十分対応できる。一時期の経過的な部分でございますので、そういう対応をすれば十分乗り切れるという判断をいたしておりまして、おっしゃったような事態にはならないものと思っております。

逆にまた、その後のウォッチの部分につきましては、検査の場合の重点化を図るとかいうことで、対応していけば十分ではなかろうかと考えております。

○石井一二君 ちょっと語尾が聞こえにくいいの

で、はつきり物を言つていただきたいと思いま

それから、この家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案についてですが、この三条の一項によりますと、「畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない」と、こういうように書かれておりましたが、私の兵庫県なんかを見てみると、一頭とか二頭とか、せいぜい四頭とかいうような、ちょっと裏庭にあるという感じなんですね。こういったところへそのような、ならねはならないという例外を認めぬというような強い態度の法律を適用して、びしびし罰則も適用しかねないというような勢いで果たしてやれるものかどうかと思うんですね。

そういう零細者に対する例外というものがあるのかないのかということと、私は、融資制度等についてもいろいろお考えがあるようにも聞いておりますが、この利子を国が負担してやるというよ

うなことぐらいは当然だと思つんですが、大臣であればそれぐらいの力がおありだと私は考

えておりますが、何かその辺、抜本的な御答弁がないかと思いますが、御所見はいかがでしようか。

○政府委員(本田浩次君) 意欲的な予算措置の問題につきましては大臣からお答えをいただきます

けれども、一つは小規模な畜産農家の問題でござりますが、小規模な畜産農家につきましては、こ

とのことです。それからこうした小規模な農家におきましては、自己の経営の内部に

おきまして、大体、複合経営形態だと思いますので、例えば草地でありますとか、畠地でありますとか、水田でありますとか、そういうところでの家畜排せつ物の利用が可能であろうというふうに考えておりますので、適用除外の対象にしてまいりたいと考えておるところでございます。

それからまた、これまである御説明してまいりておりますけれども、管理基準そのものの適用につきまして、特にハードの施設の整備にかかる期間などを勘案いたしまして、この管理

基準の内容ことに必要な適用猶予期間を設ける方

向で検討したいというふうに思つておるところでございます。長いものは五年ぐらいというふうに考

えているところでございます。

○國務大臣(中川昭一君) 条文に經過規定がござりますので、実施状況を見て、その中で政治的な決断を今後検討していくかと考えております。

○石井一二君 今、局長答弁で、適用除外の対象

に小規模なものはしていきたいという意欲的とも

とれる御答弁をいたしましたが、ちょっとと条

文を読んでいて私、見逃したんですが、何条のど

こに書いてあるんですか。

○政府委員(本田浩次君) 具体的な適用除外の内

容につきましては、省令で定めることにしてお

ります。

○石井一二君 では、今は書いていない、だけれどもそういうことで考えていくと、そういうこと

ですね。

○委員長(野間赳君) 他に御発言もないようです。

から、三案に対する質疑は終局したものと認めま

す。

これより二案に対する討論に入ります。——別

に御発言もないようですから、これより直ちに採

決に入ります。

まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進

に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間赳君) 全会一致と認めます。よ

って、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間赳君) 全会一致と認めます。よ

って、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を認められております

ので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました家

畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風

合、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連

提案による附帯決議案を提出いたします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(野間赳君) ただいま和田君から提出さ

れました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○國務大臣(中川昭一君) ただいま御可決いただ

けられました附帯決議案を議題とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを

許します。中川農林水産大臣。

はい、ありがとうございました。終わります。

○委員長(野間赳君) 他に御発言もないようです。

から、三案に対する質疑は終局したものと認めま

す。

これより二案に対する討論に入ります。——別

に御発言もないようですから、これより直ちに採

決に入ります。

まず、持続性の高い農業生産方式の確立のため、

調和のとれた持続的な農業への総合的な支援

策の検討に取り組むこと。

一 農業の公益的機能を適正に評価する手法を

確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と

土づくりにおける肥その他の有機質資材

能が十分に發揮され、農業の持続的な供給を図

るため、本法施行に当たっては、次の事項の実

現に万端なきを期すべきである。

二 持続性の高い農業生産方式の確立のため、

土づくりにおける肥その他の有機質資材

の施用に關する技術、肥料の施用に關する技

術及び有害動植物の防除に關する技術の開発

を推進するとともに、地域の特性に即した技

術開発・指導体制強化への取組を進めること。

三 持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図

る上で効果の大きい高能率農業機械や天敵農

薬・肥効調節型肥料の導入を促進するため、

これらを導入する農業者に対する支援策の一

層の充実に努めること。

四 持続性の高い農業生産方式は、地域全体で

取り組む効果が大きいことから、集団的にこ

の方の導入が進むよう支援の充実と誘導策

の強化を図ること。

五 都道府県による導入指針の決定に当たっては、国が適切に支援・助言していくとともに

都道府県間において著しい不均衡が生じ

ないよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

案文を朗読いたします。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

(案)

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、飼養規模の急激な拡大、担い手の減少、高齢化の進行等極めて厳しい情勢に直面している。こうしたことを背景として、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源としての家畜排せつ物の利用が困難となり、他方では畜産環境問題が深刻化している。

よって政府は、本法の運用等に当たっては、

次の事項の実現に努め、環境と調和した畜産經營と家畜排せつ物の有効利用の促進を通じた畜産業の健全な発展に万全を期すべきである。

一 管理基準及び基本方針については、地域において畜産業が占める地位にかんがみ、実態を踏まえて定めること。

二 都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令については、地域の実情等を考慮するとともにきめ細かい配慮をするよう、周知を図ること。

また、罰則等に関する措置の適用に当たっては、畜種、飼養規模、飼養形態、経営農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等の地域における多様な要因を考慮し、地域や個々の経営に最適なものとなるよう周知を図ること。

三 都道府県計画を定めるに当たっては、畜種、飼養規模、飼養形態、経営農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等の整備を円滑に推進するとともに、支援の一層の充実に努めること。

五 効率的かつ低コストで家畜排せつ物を処理

し、利用するため、悪臭防止、浄化処理、資源化等に関する技術の開発・普及を促進することとともに、そのための支援を充実すること。

六 飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上等への対応を図るため、草地の造成・整備の計画的な推進、自給飼料生産の拡大に努めること。

また、環境保全にかなう畜産の確立に努めるとともに、畜産部門と耕種部門との連携を確立・強化し、たい肥の広域流通を促進するための支援の充実を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間赳君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野間赳君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本委員会の決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) ただいま御可決いただけられました。ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○委員長(野間赳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会